

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現 —同盟と統合の10年—

高 津 洋 平

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 第一章 変化の胎動 | |
| 第一節 米ソの狭間で | |
| (1) レイキャビク米ソ会談 | 4 |
| (2) ヨーロッパ安全保障アイデンティティの兆し | 4 |
| 第二節 WEUの再活性化 | |
| (1) ハーグ綱領 | 5 |
| (2) 新規加盟と機構改革 | 5 |
| 第三節 仏独軍事協力の進展 | 6 |
| 第二章 新しい世界 | |
| 第一節 マーストリヒト条約 | |
| (1) ベルリンの壁開放と「ドイツ問題」 | 7 |
| (2) 仏独のイニシアチヴ | 8 |
| (3) 共通外交安全保障政策 (CFSP) | 8 |
| 第二節 敵を喪った同盟 | |
| (1) NATOのサバイバル | 10 |
| (2) WEUへの期待 | 12 |
| 第三節 湾岸戦争と旧ユーゴスラヴィアの解体 | 13 |
| 第四節 同盟の「ヨーロッパの柱」 | |
| (1) ペーターズベルグ宣言とEurocorps | 14 |
| (2) NATOかWEUか | 15 |
| 第三章 ESDIの浮き沈み | |
| 第一節 フランスの葛藤 | |
| (1) 1994防衛白書とヨーロッパの核 | 16 |
| (2) NATOへの復帰 | 18 |
| 第二節 埋没するESDI | |
| (1) ボスニアへの介入 | 19 |
| (2) CJTFと指揮権移譲問題 | 20 |

| | |
|--------------------------|----|
| 第三節 WEUとESDI | |
| (1) モスタル管理 | 21 |
| (2) 欧州防衛白書の構想 | 22 |
| 第四節 アムステルダム条約 | |
| (1) マーストリヒト条約によるCFSPの問題点 | 23 |
| (2) 条約改訂作業 | 23 |
| (3) アムステルダム条約の成果 | 24 |
| 第四章 ESDIの新たな飛躍 | |
| 第一節 英仏独トライアングル | 26 |
| 第二節 「防衛のヨーロッパ」へ | 27 |
| 第三節 10年後の同盟と統合 | 28 |

はじめにーヘルシンキ欧州理事会の決定から

第二次世界大戦後に始まった欧州統合の試みは、21世紀を目前に控えて、さらなる飛躍のときを迎えようとしている。1999年は、共通通貨ユーロの流通開始で幕を切ったが、その終わりもまた統合のゆくえを窺わせる重要な出来事に彩られた。すなわち、欧州連合(EU)に関して目下対になって語られる拡大と深化とをめぐって、1999年12月の欧州理事会(ヘルシンキ)が新たな一步を標したのである。

拡大をめぐっては、トルコを含む13の中東欧諸国を加盟候補国として、早ければ2002年の終わりにも新規加盟国を迎えることになった。そして、深化をめぐる大きな進展としては、EUが、紛争予防と危機管理の任務のために、自主的な軍事能力を備える決定をしたことが挙げられる。

後者について少し詳しく見てみよう。ヘルシンキ理事会の議長宣言は次のように述べる。「欧州理事会は、国際危機に応じて意思決定し、またNATO(北大西洋条約機構)が全体としては関与しない場合には、EU主導の軍事作戦を立てて遂行するための自主的な能力を発展させるべく決定した」。ここで想定されている軍事能力は、5、6万の兵から成る部隊で、ペータースベルグ任務⁽¹⁾全般について60日以内の展開および1年以上の作戦遂行が可能でなければならないとされた。そしてそれは、2003年までに創設が予定されている⁽²⁾。

なぜ、EUはこのような決定に至ったのだろうか。

ヘルシンキ理事会が開かれた1999年12月は、東西対立の終焉が決定的となった米ソのマルタ会談からちょうど10年であった。10年前、東側世界の体制動揺がベルリンの壁解放へとつながった激動のなか、ヨーロッパは自らの行く末をはかりあぐねていた。ヨーロッパの安全保障にとって、冷戦の終結は不安と希望の両方をもたらし、それは学問的にも関心を喚んだ⁽³⁾。しかし、その頃の欧州共同体(EC)は、おもに経済統合を進める機構で、安全保障や防衛に関してまでは統合の波は及んで

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ(ESDI)の実現
いなかったのである。それが今や、EU独自の軍事能力が整えられようとしている。10年の間にいったい何があったのか。これが本稿のテーマである。

フランスのヴェドリュヌ外相にいわせるなら、それは「15カ国(EUのこと・筆者註)の成熟の実り⁽⁴⁾」となるが、果たしてそれですべてを片付けることができるだろうか。ここでもう一度、先のヘルシンキ議長宣言に戻って考えよう。EU主導の作戦が、「NATOが全体としては関与しない場合」に限られることにはすでに触れたが、宣言はさらに、今度のEUの決定が「(NATOとの) 不必要な重複を避ける」ものであり、「EUとNATOとの間に十分な協議、協力および透明性のための形式」を設けるとも述べているのである。ここに見られるNATOへの「配慮」は、言ってみれば当然だろう。欧州統合が、理論の上では安全保障・防衛を視野に入れながらも、実際には最近までそれを含まなかったのは、NATOという西欧とアメリカの同盟があったことに因る。今、EUが新たに独自の安保防衛を構想するとしても、いっぼうでNATOも存続しているのだから、それとの関係が問われなければならないのである。

したがって、筆者の問いに答えるには、欧州統合のダイナミズムだけではなく、大西洋同盟内での西欧の位置付け、あるいは米欧関係にも注目する必要がある。その二つの視点は、ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ(ESDI)という概念によって、統一的にとらえられる。ESDIとは、安全保障と防衛に関する欧州独自のまとまり、を意味するが、それは統合の深化と同盟の変容の両方に見て取れるものである⁽⁵⁾。本稿における筆者のねらいは、西欧がEUに固有の軍事能力を備えようとするに至ったこの10年の歩みを、ESDIの実現の過程の一端として捉えようというところにある。

なぜ、西欧はESDIを模索してきたのか。ESDIの実現という視点から切り出されるのは、冷戦後世界と呼ばれる現代世界の一面である。そしてそれはまた、ヨーロッパという地域の枠を超えて、広くこれからの世界のありかたを考える材料になると期待したい。

第一章 変化の胎動

第一節 米ソの狭間で

アメリカとソ連の間に位置するヨーロッパは、冷戦構造にがっちり組み込まれた。ベルリンの壁と鉄のカーテンとによる大陸の二分が、それを象徴的に表している。軍事的には、西欧はNATOに帰属し、アメリカの力に依存するほかはなかった。

しかし、その冷戦構造が緩んだとしたら、状況はどう変わるだろうか。ここでは、1980年代末に進んだ東西間の緊張緩和をきっかけとする、安全保障面での西欧の変化を見てみよう。そこには、ESDIの萌芽とも呼ぶべきものが確かに見て取れる。

(1) レイキャビク米ソ会談

1986年10月11-12日にレイキャビクで開かれた米ソ首脳会談において、レーガン米大統領とゴルバチョフソ連共産党書記長は、ヨーロッパ大陸に配備している中距離核戦力(INF)の全廃と戦略核兵器の半減などに合意した。

前年の書記長就任以来「新思考」外交を進めてきたゴルバチョフを、フランスのミッテラン大統領などは高く評価していたが、それでもいきなりの核軍縮合意は西欧の複雑な反応を喚起した。アメリカには、どこまで西欧を防衛するつもりがあるのか。レイキャビク会談直後に開かれたミッテランとサッチャー英首相との会談は、その点に終始した⁽⁶⁾。当時、通常兵力では東が西を圧倒していたために、核軍縮を手放しで歓迎することはできなかったのである。ミッテランは、「核兵器の著しい削減という原理そのものは、ひじょうに有効だと言える。問題は、その削減がどの程度われわれの防衛を損なうことになるかという点だ」と、レイキャビク会談の経緯を説明しに来たワインバーガー米 국무長官に告げた⁽⁷⁾。

当初、ソ連側は、INF全廃の前提としてアメリカが戦略防衛構想(SDI)を放棄することを求めていたが、1987年2月になるとそれを翻し、4月には、

SRINF(射程距離500—1000km)およびSNF(同500km以下)の全廃をも提案するに至った。これを受けて、ミッテランは4月15日の閣議で次のように述べている。「興味深いのは、ソ連が何を提案するかではなく、アメリカが何を受け入れるかである。…いずれにしても、『自分自身で何とかせよ』という格言ほど確かなものはない。フランスは自国の防衛手段に頼るべきなのだ。欧州の防衛に関しても、呪文を唱えているだけではだめだ⁽⁸⁾」。

結局、1987年6月のNATO外相理事会では、英仏の反対によってSNF削減には触れられなかったが、INFとSRINFの撤廃は支持された⁽⁹⁾。そして12月8日、米ソ間でワシントン条約が締結され、ヨーロッパにおけるINFの撤廃が正式に決まったのだった。

(2) ヨーロッパ安全保障アイデンティティの兆し

米ソ間での軍縮の進展に伴う西欧の不安は、ポスト・ユーロミサイルの安全保障を具体的に構想する動きへとつながった。ここでは、1987年6月のヴェネツィア・サミットにおける、ミッテランとコール西独首相との会談に注目したい。

前日の米英独仏四カ国会談で、アメリカのヨーロッパへの関与の姿勢が問われたとき、コールは、「欧州の防衛は、同盟(NATO)の役割だ」と述べていたが、ミッテランとの会談においては、「(米のINFの)撤廃を埋め合わせるために、同盟の欧州部分を強化することがどうしても必要だ」との考えを示した。ミッテランはこれに応じて、「エリゼ条約⁽¹⁰⁾のような新しい条約のプランが必要となる。何か道を示すものが求められている。私は、われわれの軍隊を明確かつ重要な点で統合することに賛成だ」と述べた。コールもそれに肯き、このときから両国間で仏独合同師団をめぐる交渉が始まったのだった⁽¹¹⁾。

このように、1980年代の終わりにはすでに、安全保障について新しい「道」を求める西欧の取り組みを見ることが出来る。それは、ESDIの兆しであったと言ってよい。確かに、ここで登場するのは仏独だけだが、欧州統合の深化としてのESDIに

は、その後もつねに仏独のイニシアチヴがはたらいっていた。また、緊張緩和が進んでいたとはいえ、仏独の構想はあくまでも冷戦構造を前提とするものであり、それを同盟内でのアメリカとの関係の見直しと捉えるなら、それもまさしくESDIの問題だったのである。

第二節 WEUの再活性化

西欧同盟(WEU)は、西洋同盟(Western Union)を前身として1954年に創設された、西欧諸国のみからなる軍事同盟である⁽¹²⁾。しかし、西欧の防衛はNATOを中心にその体制が構築されてきたのであり、WEUの出る幕はないに等しかった⁽¹³⁾。

その一方で、ヨーロッパで安全保障が議論的となる度に、WEUを「再活性化」させようと試みられてきたこともまた事実である。同盟としての第一義的な機能はNATOにとって代わられていたとしても、WEUには、ESDIが育まれる場としての意義が残されていたのではないか。ここではその視点から、1980年代末のWEUの「再活性化」を改めて振り返っておきたい。

(1) ハーグ綱領

1987年10月の閣僚理事会で、WEUは、「欧州の安全保障利益に関する綱領⁽¹⁴⁾」、いわゆる「ハーグ綱領」を採択した。これが1980年代末の「再活性化」の中心である。

この綱領の策定は、1986年12月のWEU総会で、フランスのシラク首相が、「安全保障原則に関する西欧憲章」の起草を提案したことに端を発している。シラクの提案の背景には、もちろん、レイキャピクでの米ソ会談があった。ヨーロッパは、それに対してどのような立場をとるのか。WEUの常設理事会で引き続いて検討された結果、立場の異なる加盟国間の妥協的産物としての色彩を帯びながらも、ハーグ綱領となって結実した⁽¹⁵⁾。

ESDIの観点から、綱領の内容は次の三点に整理される。第一に、「欧州の安全保障の根本的な問題」として、軍事的な脆弱さが指摘されている。米ソ間での軍縮交渉の進展という東西関係の新しい展

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現

開はあっても、ソ連の軍事的脅威は依然弱まっていなかった。その上で、第二に、ESDIに関して欧州統合の側面から、きわめて重要な記述があった。すなわち、「われわれは、安全保障と防衛を含まないうちは、統合ヨーロッパの建設は不完全なままにとどまることを確認する」、「われわれは、WEUの再活性化が、欧州統合のより広範なプロセスに重要な貢献を果たすと考える」と述べられ、「それゆえにわれわれは、より結びつきの強い欧州防衛アイデンティティを発展させることを企図する」として、WEUにESDIの拠り所としての性格をみとめたのである。しかし、ESDIはアメリカからの自立を意味するものではなく、第三点として、綱領中に述べられたNATOに関する記述に注目しよう。まず、軍事的に脆弱な西欧にとって、「同盟による安全保障は不可分」であることが強調される。その上で、WEUによる集団防衛がNATO内での欧州のコミットメントを強めるものであること、そして、「より統合された欧州が同盟により大きく貢献し、そのことが西欧の安全保障全体にとって利益になる」ことが述べられた。ESDIは、アメリカからの自立ではなく、米欧間での均整の取れたパートナーシップとして性格づけられたのだった。

ハーグ綱領のこうした記述は、その後のESDIをめぐる議論を先取りしたものとして意義深い。また、WEUがESDIの議論の場として機能していたことも重要である。ただし、先にも触れたように、ハーグ綱領が妥協的性格を強く帯びていたことにも注意が必要である。具体的には、ESDIに関して、統合と同盟の側面のどちらに力点を置くかで見解の対立があり、それは1990年代に入ってからも続いた。

(2) 新規加盟と機構改革

ハーグ綱領が、いわばWEUのソフト面での再活性化であったとするなら、同じ時期にハード面での再活性化も見られた。スペイン及びポルトガルの加盟と機構改革がそれである。

1984年10月にポルトガルがWEU加盟の意思を

表明して以来、ハーグ綱領採択の頃までに、スペイン、トルコ、ギリシャも名乗りをあげ、またデンマークも加盟の可能性を検討するようになった。そして1988年4月の閣僚理事会で、WEUはまず、スペインおよびポルトガルとの間で新規加盟手続きを開始することを正式に決定した。

両国の加盟に関しては、その条件が問題となった。当初は、NATOやECへの帰属を要件とするかで意見が闘わされたが、結局、三つの要件を満たしていれば加盟が許されるとされた⁽¹⁶⁾。そのうちのひとつの要件は、「加盟候補国は、ハーグ綱領中のすべての目的の実現と、ヨーロッパ安全保障アイデンティティの形成とにどのような形で貢献するかを明確にしなければならない」というもので、これによって、NATOやECへの帰属に関係なく、WEUへの加盟がESDIの形成に直接的に参与するものであることが改めて確認された。

加盟交渉は、それぞれの国との間で重ねられ、1988年11月に加盟議定書が調印された⁽¹⁷⁾。スペインとポルトガルの加盟で、WEU加盟国は9カ国となった。

WEUの機構改革に関しては、諸機関の所在地移転と研究所の設立を取り上げよう。当時、WEUの理事会と付属機関はロンドンとパリに分散していたが、イギリスなどはこれをNATO本部のあるブリュッセルへ移すことを提案した。しかし、フランスがこれに反対する。NATOを重視していたイギリスに対し、フランスは欧州色の強いまとまりを追求していて、パリを中心に機構が再編されるならともかく、イギリスの提案は到底受け入れられるものではなかった。結局、1987年10月の閣僚理事会では、ひとつの中心地で機構を再編することには合意が得られたが、それをどこにするかは決まらなかった⁽¹⁸⁾。

研究所の構想は、1988年11月に、フランスのロカール首相がWEUに付属する「欧州高等安全保障研究所」の創設を提唱したことに端を発する⁽¹⁹⁾。WEUには、加盟国の安保防衛政策をそろえる権限がないので、少なくとも各国の現状分析だけでも収斂させることが新しい研究所に期待され

た。こちらの再活性化は、一年後に実を結び、1989年11月の閣僚理事会で、「WEU安全保障研究所」の創設が決定された。この研究所には、「ヨーロッパ安全保障アイデンティティを促進させ、WEUがハーグ綱領に示された目的を実現するのを支援する」役割が与えられた⁽²⁰⁾。

第三節 仏独軍事協力の進展

1987年6月のヴェネツィア・サミットで、ミッテランとコールが仏独両軍を部分的に統合することに合意したことは、本章第一節で触れた。それまでの仏独安全保障協力には、自国の防衛と核抑止を強めようとするフランス側のイニシアチヴがはたらいていたが、1980年代末になると、軍縮と緊張緩和を元来志向していたドイツが、ソ連の態度変化を好機ととらえて、仏独協りに積極的な姿勢を見せるようになった。仏独協力は新時代に入ったと言える⁽²¹⁾。ヴェネツィア会談からひと月後の高級事務レベル会合で、西独側の参加者であるテルチクは、次のように述べている。「仏独は協力を深めて、やがては、同盟内での欧州の安保防衛に関して、アメリカが両国により多くを任せられるようにならなければならない。…われわれにとって、仏独の領域は、安全保障に関してただひとつの空間なのである⁽²²⁾」。このときには、「仏独防衛評議会」の創設についても触れられた。

仏独軍事協力の全体構想は、1987年11月の第50回仏独サミットで明らかにされた⁽²³⁾。カールスルーエに集った両国首脳は、防衛面での両国間の協力を拡大する共通の意思を確認し、「安全保障と防衛に関する宣言」を発表した。「われわれは、陸軍について大規模な仏独軍事統一体を創設するべく共同作業に取りかかる。…この統一体の使命・指揮系統・共同演習は、仏独軍事協りに新たな息吹を送り込むだろう」と述べられ、同時に、「安全保障防衛評議会」の設立についても言及された。

一連の交渉は、エリゼ条約締結からちょうど25年目の、1988年1月の仏独サミットで終結を見た。このサミットで、防衛安全保障評議会と仏独合同旅団の創設が正式に決められた⁽²⁴⁾。防衛安全保障

評議会は、「二国を結びつける運命共同体に効力を与え、防衛と安全保障の領域での両国間の協力を進展させる⁽²⁵⁾」ことを目的とし、両国の首脳、外相、国防相、軍幹部らから構成され、年二回開かれるものである。また合同旅団は、3000人の四大隊から成り、司令部は西独のベンブリンゲンに置かれ、司令官は仏独両軍の将官が二年交替でつとめるものとされた⁽²⁶⁾。

米ソ間の緊張緩和を契機として、1980年代末に仏独軍事協力は著しく進んだ。実質的な戦略上の重要性如何よりも、それは、第二次大戦後に両国間で進められてきた「和解」のシンボルとして大きな意味をもった⁽²⁷⁾。そしてそれは、冷戦終結後に本格化するESDIをめぐる議論の下敷きとしても、ひじょうに意義が大きかった。そのことに関連して、この仏独間での軍事協力が、その交渉中から、他の西欧諸国（スペイン、イタリア）にも開かれていたことをここで指摘しておきたい⁽²⁸⁾。

第二章 新しい世界

第一節 マーストリヒト条約

マーストリヒト条約（以下、マ条約）の成立は、欧州統合にとって、紛れもなく重要なステップであった。ところが、こと安全保障・防衛に限ってみると、マ条約への評価は歯切れの悪いものとなっている。しかし、マ条約以前には、そもそも欧州統合の文脈で安保防衛が語られなかったことも忘れてはならない。

そこで本節では、ESDIに焦点を絞って、マ条約がもつ意義を再検討することとしたい。また、そのような結果はいかにしてもたらされたのか。条約の成立過程にも目を向けてみよう。

(1) ベルリンの壁開放と「ドイツ問題」

1989年11月9日にベルリンの壁が開いたが、ミッテランはこれを、「幸いな事件」だとして歓迎した。彼は、戦後の欧州を支配してきた「確立された秩序」からの解放と、「新しい均衡」の構築とに期待を寄せた⁽²⁹⁾。

このように、ベルリンの壁の開放がまず西欧にもたらしたのは、東欧との新しい関係をどうするかという問題であった。11月18日に開かれたEC首脳の夕食会でも、議論の中心は東欧諸国への支援であり⁽³⁰⁾、ミッテランが1990年年頭演説のなかで示した「欧州国家連邦」構想⁽³¹⁾も、その問題への彼なりのこたえであったと考えられる。

ベルリンの壁が開いたことと、その後のESDIをめぐる議論の高まりとの間には、もう一段階、東西ドイツの統一が現実の課題として浮上したことがあった。1989年12月の仏ソ首脳会談のなかに、そのいわゆる「ドイツ問題」の何たるかを読み取ることができる⁽³²⁾。ミッテランは言う。「私は、これらの国々（東欧諸国）がより多くの自由を獲得することは望むが、1913年当時のヨーロッパに戻るのとはごめんだ。1913年から1989年にかけて、多くの願わしくないことが起きた。それを繰り返してはならない。そこで真に問題となるのは、ドイツだ。…われわれは、ドイツ問題が最小となるように、欧州共同体の建設を前進させなければならない」。またゴルバチョフも、「ドイツ統一を避けられるように、私を助けて欲しい。さもないと、私は軍部に転覆されてしまう」と、ドイツ問題への懸念を露にした。11月28日に、コールが突如「統一ドイツ実現へ向けた10項目提案」を発表していたことも、この仏ソ会談に一層の緊迫感を与えた。

仏ソ首脳会談から2日後にストラスブールで開かれた欧州理事会では、おもに経済通貨同盟(EMU)と社会憲章について論じられ、ESDIはまだ議題になっていない。しかし、理事会の最中に開かれた英仏首脳会談では、ドイツ問題に話が集中し、とくにサッチャーは、コールの性急なやりかたとそれが欧州に及ぼしかねない深刻な影響について、強い調子で懸念を表した。また、ミッテランはコールとも会談して、ドイツ統一の軍事的帰結へのゴルバチョフの憂慮を伝えながら、統一を早急に進めようとするコールを牽制した⁽³³⁾。

ベルリンの壁の開放はこうして、西欧にとっては二重の意味をもった。いっぽうで、大陸の東西分断の解消が、より安定した欧州の実現への期待

を生んだ。しかし他方で、予想以上に早くドイツ統一を現実のものとして突きつけられて、西欧は不安も隠せなかった。戦後ヨーロッパのシナリオには、強大なドイツの姿は想定されていなかったからである。ESDIの新たなステップが、このような状況のなかから芽生えようとしていた。

(2) 仏独のイニシアチヴ

1990年になると、ソ連が態度を軟化させて、ドイツ統一へ向けた動きは本格化した。

本稿では、ドイツ統一自体がどのように進んだかは、議論の中心ではない⁽³⁴⁾。ESDIに焦点を絞ってこの時期に目を向けるなら、1990年3月がひとつのスタートであったと言えよう。3月23日のEC委員会で、コールは、ドイツ統一と欧州建設の促進とをリンクさせる意思を確認し、その2日後には、ミッテランが、欧州統合に関して仏独間にイニシアチヴがあることを述べた⁽³⁵⁾。ドイツ問題に直面して、仏独の間に、欧州統合という点で収斂が生じつつあった。

双方の国の思惑はどのようなものであったのか。フランスとしては、ドイツ統一とソ連の瓦解が思わぬ速さで進むなかで、欧州統合をより強固なものとし、そこにドイツを繋ぎとめるほかに、もはやドイツを御する術はなかった⁽³⁶⁾。そしてドイツには、統一を円滑に進めるために、自らを欧州統合の枠組みにはめ込んで周辺国の懸念に配慮する必要があったのである。

仏独のイニシアチヴは、1990年4月に、欧州理事会議長への共同提案⁽³⁷⁾という形で具体化された。「欧州で根底を覆す変動が起こり、域内市場が確立し、そしてEMUが現実のものとなるうとしていることを受けて、われわれは、欧州の政治統合を進めることが必要だと判断」したと述べて、仏独両国は理事会に対して、政治連合 (political union) を討議する政府間会議の準備に取りかかることを要請した。そしてその政府間会議では、共通外交安全保障政策 (CFSP) の定義と実施についても論じられるべきだとしたのである。この提案は、同月ダブリンで開かれた欧州理事会特別会

合で承認され、6月の欧州理事会では、その年の12月に、EMUと政治連合とのそれぞれについて政府間会議をスタートさせることが正式に決まった。

政府間会議における議論も、仏独が主導する。1990年12月、ミッテランとコールは再び共同声明を発表して、政治連合の目的と中身について共通の立場を示した⁽³⁸⁾。この共同声明からは、仏独が大枠では一致してながらも、重要な二点において見解の相違があったことがうかがえる。ひとつは、欧州の防衛とNATOとの関係についてであるが、フランスは、WEUに立脚する欧州の防衛を構築し、それを欧州連合の防衛手段としてNATOからは法的に切り離すことを考えた。これに対するドイツの立場は中間的で、NATOのなかに「ヨーロッパの柱」を形成することもひとつの選択肢としていた。この面での相違は、後で触れるように、冷戦後の同盟をめぐる議論のなかで、やがて西欧全体に拡大していくことになる。見解の相違の二点目は、CFSPの決定方式についてである。連邦主義的な性格の強い統合を志向していたドイツは、閣僚理事会での加重多数決制とブリュッセルの委員会の強化を求めた。いっぽうフランスは、国家連邦的な統合を望んでいて、CFSPに関する決定は欧州理事会の全会一致でなされるべきだと考えた。フランスは、ドイツへの影響力を維持する手段としては欧州統合に意義を見出していたが、自国の行動の自由が制限されることまでは受け入れられず、拒否権を残そうとしたのである⁽³⁹⁾。

これらの見解の相違は、WEUの二重の位置づけやCFSPの複雑な決定方式となって、両国の共同声明のなかに滲み出ている。そしてそれは、マ条約の規定のなかにそのまま反映されることになった。それでは、マ条約の規定が具体的にはどのようなものになったのか、次項で見てみよう。

(3) 共通外交安全保障政策 (CFSP)

マーストリヒト条約 (正確には「欧州連合条約」) は、1991年12月9-10日の欧州理事会で採択され、次いで1992年2月7日に署名された⁽⁴⁰⁾。

本節の冒頭でも述べたように、マ条約の成立は、

欧州統合にとって大きな前進であった⁽⁴¹⁾。それまでの欧州共同体 (EC) は、新たに誕生することになった欧州連合 (EU) の第一の柱となって存続し、ほかに新しく、第二の柱としての共通外交安全保障政策 (CFSP)、第三の柱としての司法・内政における協力が定められ、統合は格段に深まった。

第二の柱であるCFSPに、統合の側面からのESDIが見て取れる。しかし、マ条約全体に対する評価は、一般的に肯定的なものであるのに、CFSPに限ってみれば、評価は芳しいものではない。なぜだろうか。この点については、「妥協の産物」としてのCFSPの性格を指摘する声大きい⁽⁴²⁾。

CFSPに関する規定がどのようなもので、そのどこに問題があったのかを考える前に、CFSP以前の欧州の政治統合がどのようなものであったかを振り返っておく必要がある。問題は新しくもあり、古くもあるのだ。

CFSP以前に、西欧には、「欧州政治協力(EPC)」という形での政治統合の仕組みがあった。1970年10月に、EC諸国(当時は6カ国)の外相によって承認された「ダヴィニョン報告⁽⁴³⁾」は、「欧州共同体の進展は、加盟国に政治協力を増進する必要性を突きつけていて、そのはじめの一步として、各加盟国が国際政治に関する視点を調和させる手段を具えることが求められている」と述べて、EPCがスタートした。当初は、EPCはECの枠組みとは区別されて、法的な基礎をもたなかったが、実践を通して徐々にその仕組みが整えられ⁽⁴⁴⁾、1986年2月の欧州単一議定書(SEA)⁽⁴⁵⁾によって制度化が実現した。SEAの第三編がEPCに関する規定で、第30条は外交面での欧州協調を実現するための機構について詳しく定めている。EPCはこのとき、ECを中心とする欧州統合の正式な一部であるとの位置づけを与えられた。CFSPは、このEPCの流れを汲んでいるのである。

したがって、CFSPが議論される際には、EPCが内包していた問題点を克服することが課題となった。EPCの問題点とは、次の三つである⁽⁴⁶⁾。第一に、EPCは厳格な政府間主義を採用していて、協

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現

調する義務はあっても、それが各加盟国の行動を究極的に縛ることはなかった。ECの分野の政策とは違って、外交政策の執行は完全に国家に属する権限とされていた。第二に、EPCはある事態に事後的に反応するだけで、予防的措置をとるものではなかった。EPCでとられた手段は、具体的には、対話、訪問や会見、運動、宣言、国際交渉への参与等で、古典外交のそれと変わらなかった。そして第三の問題点として、SEAが成立するまで、EPCとECとが切り離されていたことにより、両者間の連携がうまくなされなかったことがある。それはSEAの成立以後も同じだった。

これらの問題点についての認識があった上で、CFSPはどのようなものになったのか。前項で論じた、仏独間の見解の相違も念頭におきながら、「妥協の産物」としてのCFSPの性格とともにここで明らかにしてみよう。

「妥協」は、おもに三点に見られる⁽⁴⁷⁾。第一は、EUの第一の柱と第二の柱、つまりECとCFSPとの関係である。ECとEPCがうまく連携していなかったことを受けて、マ条約では、その問題を解決すべく、第一編に第C条がおかれた。

第C条「(前段略) 連合は特に、対外関係、安全保障、経済及び開発政策に関しその対外活動全体としての一貫性を確保する。理事会及び委員会はこの一貫性を確保する責任を負い、それぞれ各自の機能に従ってこれらの政策の実施を確保する」

この条項によって、EU全体としてその対外行動の一貫性を確保することが要請されているが、その一貫性を確保する役割は、理事会と委員会の双方に与えられた。ここに妥協がある。統合体としての性格が強くと打ち出されることを望んだ国々と、フランスのように、理事会の権限を強めることで政府間主義的な色彩をとどめたいとする国との間で意見が分かれたことにより、第C条はこのような文言に落ち着いた。

第二の妥協点は、CFSPの決定方式である。EPCの機能不全の経験から、CFSPの共同行動の実施

には加重多数決制を導入するべく議論が進められたが、イギリスがそれに強く反発した。その結果、マ条約は、共同行動の実施の手続きを次のように定めた。

第J.3条1項「理事会は、欧州理事会が示す一般指針に基づいて、ある問題が共同行動の対象となるかを決定する。(後段略)」

第J.3条2項「理事会は、共同行動の採択及びすべての段階において、加重多数決制によって決定されるべき事項を決定できる。(後段略)」

これらの規定からは、加重多数決制の導入がきわめて限定的なものになったことが分かる。

そして第三の妥協点こそ、ESDIと密接に関連している。まず、CFSPの対象分野について規定した第J.4条1項を見てみよう。

第J.4条1項「共通外交安全保障政策は、連合の安全保障に関するすべての問題を対象とし、やがては共通防衛へとつながり得る共通防衛政策を最終的に立案する」

EPCでの協力は外交にとどまっていたが、CFSPの対象は安全保障をも含むことが明言された。さらに、将来の共通防衛までもが視野に入っている。これは、前述のWEUハーフ綱領に沿うもので、ESDIにとっては大きな進展であった。では、妥協はどこにあるのか。それは、WEUの位置づけの曖昧さに見て取れる。

第J.4条2項「連合は、その発展にとって不可欠な部分であるWEUに対して、防衛インプリケーションをもつ連合の決定と活動とを練り上げ実施することを要請する。(略)」

WEUは、CFSPとの関係ではこうして、EUの発展にとっての「不可欠な部分」と定義されたが、同時に、NATOとの関係においては、「大西洋同盟のヨーロッパの柱を強化する手段⁽⁴⁸⁾」として位置

付けられたのである。また、条文中の「要請する」という文言からは、WEUがEUに対し従属していたとも、両者は相互に自律的であったとも解することができてしまう。

しかし、これらの妥協点を含んでいたとしても、CFSPを成立させたという点だけで、マ条約はやはり高く評価されるべきである。CFSPの成立が、ESDIをめぐる本格的な議論の、ひとつの重要な出発点となったことは疑いの余地がない。そして、CFSPが妥協点を含んでいたことも、それが解決されるべき問題の所在を明らかにしたと考えれば、その後の議論に方向性を与えたという点では功績は小さくはなかった。

第二節 敵を喪った同盟

ヨーロッパにとって、冷戦の終結は、ベルリンの壁に象徴される大陸の東西分断の解消であると同時に、軍事的対決の終わりでもあった。

西欧は、西側の軍事同盟であるNATOの一員として、冷戦を戦ってきた。しかし、同盟が第一に想定してきた敵は、もはや喪われた。そのとき同盟には、どのような変化があったか。1980年代末に再活性化したもうひとつの同盟であるWEUの動向にも注目して、それをESDIの観点から見てみよう。

(1) NATOのサバイバル

1989年12月のマルタで米ソ首脳会議で、東西対立の終焉は決定的なものとなったが、NATOをどうするかという議論はすぐに始まったわけではない。ソ連は、社会主義体制を辛うじて維持しながら厳然と存在し続けていたし、ワルシャワ条約機構(WTO)もそのまま、NATOは依然として、「西側」を守る同盟であった。同じ1989年12月の北大西洋理事会(NAC)では、「信頼に足る平和の引き受け手」としてのNATOの役割に変わりがないことが確認されている。ただし、変化の兆しは現れている。「同盟は、その政治的機構をはたらかせることを次第に求められるだろう」と述べられ、それは具体的には、「政治的多元主義、自由な情報

のやりとり、共通の問題を処するための協調的な行動」の実現に向けて、中東欧での好ましい変化を支持することを意味していた⁽⁴⁹⁾。それは、従来のNATOの役割とは趣を異にするものである。

NATOの改革が本格的に議論されるようになるのは、1990年に入ってからだ。4月の米仏首脳会談⁽⁵⁰⁾で、ブッシュ米大統領は次のように述べた。「NATOは、欧州の安全保障上の諸問題を検討する積極的な組織たるべきだ。防衛上の問題だけでなく、不安定に関する問題も含めてだ」。これに対して、ミッテランは曖昧に答える。「ヨーロッパにはヨーロッパとしての自覚が必要である。大西洋同盟の創設に至らしめた危険は、どれも取り除かれてはいないけれど」。欧州にとって、アメリカのプレゼンスやNATOはもちろん欠かせないものだが、いっぽうでミッテランは、仏独間の協調で進む欧州統合の深化、中東欧の変動がもたらした全欧安全保障協力会議 (CSCE) の可能性⁽⁵¹⁾、そして自身の「欧州国家連邦」構想にも期待していた。しかし、ブッシュは言う。「欧州が自分たちだけの対話の場を必要としていることはわれわれも理解しているが、同時に、同盟の役割も拡大しなければならない」。

この頃のNATO改革論議は、以下の二点を中心になされた⁽⁵²⁾。ひとつは、東西関係が大幅に改善されるなか、NATOがかつての敵や非加盟国といかに協調関係を築けるか、という点であり、もうひとつは、NATOの役割について、従来の集団防衛のほか、域外での危機管理や平和維持活動などをどうするか、という点であった。

1990年7月のNATOサミットで、改革のあらましが示された。「ロンドン宣言⁽⁵³⁾」では、まず東西の敵対関係が過去のものとなったことがはっきりと述べられ、NATOは「欧州のすべての国と新しいパートナーシップを構築するために協働する場」となると言われた。そしてNATOの役割については、従来の共通防衛はそのままに、北大西洋条約第2条⁽⁵⁴⁾に定められた「同盟の政治的要素」を強化することが目指された。またロンドン宣言は、NATOの側からはじめてESDIに言及した点

でも重要である。「欧州共同体内での、安全保障分野におけるヨーロッパ・アイデンティティの発展を含む政治連合へ向けた動きも、大西洋の連帯と欧州全体の公正かつ永続的な平和秩序の確立とに貢献するものである」と宣言は述べた。ESDIの形成自体をみとめてはいるが、それは大西洋の紐帯とは切り離されるものではなかった。

ロンドン宣言で示された方向に沿って、その後、具体的な制度や機構をめぐる議論が続いた。その間、1990年10月にはドイツが再統一され、翌11月には、「欧州の対立と分割の時代は終わった」と述べた「パリ憲章⁽⁵⁵⁾」を採択したCSCEサミット⁽⁵⁶⁾が開かれた。新しい時代の到来は確実なものとなった。

冷戦終結を契機とするNATOの改革は、それから一年後、1991年11月のNATOサミットで決着がついた。そこでは、「同盟の新戦略概念⁽⁵⁷⁾」と「平和の協調に関するローマ宣言⁽⁵⁸⁾」という重要な二つの文書が採択された。

まず、中東欧諸国およびソ連との関係について、友好促進を謳った前年のロンドン宣言から一步進んで、ローマ宣言は北大西洋協力会議(NACC)⁽⁵⁹⁾の創設を提案した。そして新戦略概念では、冷戦後のNATOの役割が定義された。それによると、「国連憲章の原則に従って、政治的かつ軍事的な手段をもってすべての盟約国の自由と安全を守る」ために、NATOは以下の四つの基本的な任務を負う。①欧州の安定的な安全保障環境に不可欠な基盤のひとつを提供する、②安全保障問題に関する協議と調整のための汎大西洋フォーラムとして務める、③同盟国の領域への攻撃の脅威に対し抑止し防衛する、④欧州における戦略的均衡を維持する。①については、NATOが提供する基盤は、民主的な制度の伸長と平和的な紛争解決とに基礎を置くとされ、②と合わせて、NATOが従来の軍事的色彩を相対化させていることがうかがえる。またこのほかにも、この時期には旧ユーゴスラビア危機が表面化していたこともあって、紛争予防や危機管理についても積極的な触れている。

ESDIについては、ローマ宣言が言及している。

「同盟のヨーロッパの柱としての欧州の安全保障アイデンティティと防衛の役割の進展は、大西洋同盟の安全さと有効性を高めるものである」とされ、ESDIとNATOとのリンケージが改めて強調された。とりわけWEUが、「欧州統合過程の防衛要素」だけではなく、「同盟のヨーロッパの柱を強化する手段」でもあることが再確認されている。

ローマ・サミットから一ヵ月後、1991年12月20日にはNACCの第一回会合が開かれ、それと時を同じくしてソ連が解体した。米ソのマルタ会談から二年が過ぎて、欧州の安全保障状況は様変わりした。かつての敵は今や交誼を結ぶ相手となり、WTOも姿を消したが、NATOは東西の橋渡し役となり、またその役割も拡大して、依然として欧州の安全保障にとってきわめて重要な機構であった。NATOは、冷戦終結という試練をとりあえずは生き抜いた。そしてESDIは、そのNATO改革のほんの一部を占めていたに過ぎなかった。

(2) WEUへの期待

冷戦終結により到来した新しい世界、新しいヨーロッパは、西欧のもうひとつの同盟であるWEUには新しい可能性をもたらした。冷戦中は、東側の圧倒的な脅威を前に、NATOへの依存を余儀なくされたが、東西対立が終わって、WEUに制約を加えてきた状況は一変した。WEUに、西欧独自の安全保障・防衛の担い手として期待を寄せても、それは自然の成り行きであっただろう。

実際、1990年12月のWEU閣僚理事会で、フランスのデュマ外相とシュヴェーヌマン国防相は、WEUが欧州の防衛の骨格となるべきだと主張した⁽⁶⁰⁾。伝統的にアメリカとの対等な立場を望んできたフランスは、WEUにNATOには統合されない自主的な軍事手段を具え、それをEUの政治的指導のもとに置くことを願った。しかし、ドイツの立場は慎重で、EUが外交面で存在感を増すことには賛成でも、軍事的側面では、NATOの枠組を尊重することを求めた。

1991年2月にデュマとゲンシャー独外相とが発表した共同提案で、西欧の防衛問題とWEUの扱

いに関する仏独の立場が示された⁽⁶¹⁾。この共同提案は、以下の四点で重要である⁽⁶²⁾。第一に、「共通防衛」ということばが使われ、WEUは段階を追って、EUの防衛面を担うものとされた。第二に、WEU-EU関係とWEU-NATO関係について、それぞれの性格が異なるものであることが述べられている。前者は、特別な政治的関係あるいは「有機的關係」であり、後者は機能的な協調関係である。第三に、WEUとEUの加盟国のずれを調整するために、デンマークとギリシャのWEU加盟が望まれた。そして第四に、仏独合同旅団をほかのWEU加盟国にも開放することが提示された。こうして仏独間で擦り合せがなされたことで、前述のマ条約やNATOローマ宣言に見られるESDIの礎が築かれたのだった。

NATOと密接に関連する問題に、大西洋の向こう側のアメリカも黙ってはいなかった⁽⁶³⁾。1991年4月、ベーカー国務長官はEU諸国に宛てた書簡のなかで、アメリカはESDIの進展を支持するけれども、それはNATOを補完するものとしてであって、NATOこそが同盟国全体の安全保障と防衛のために第一義的な役割を担っているのだと訴えた。そして、ESDIに関する議論がNATOに対してオープンであることを求めている。安保防衛問題についてアメリカと西欧が立場を共有しなくなることを、アメリカは怖れていた⁽⁶⁴⁾。

WEUにどのような役割と地位を与えるかという問題は、冷戦終結直後の時期におけるESDIの進展と直接に結びついていた。1991年2月のWEU閣僚理事会では、「WEUは、ESDIを進展させる段階的なアプローチにおいて重要な役割を果たし得る」と明言されている⁽⁶⁵⁾。しかしそれは、マ条約とその付属文書（第30宣言⁽⁶⁶⁾）に示されたように、WEUには二重の位置づけが与えられて、EUの同盟としてNATOから切り離されることはなかった。同じWEU理事会では、「WEUは、その数々の制度上の利点によって、欧州統合の過程と大西洋同盟との間の架け橋として振舞うことが可能」だと言われていたが、結局その通りになった。それは、各当事者間での妥協の結果でもあるのだ

が、「架け橋」がなければESDIがみとめられなかったと考えれば、WEUがESDIの進展に果たした役割はやはり大きかったのである。

第三節 湾岸戦争と旧ユーゴスラヴィアの解体

第一、二節では、冷戦後の新しい状況のなかで、欧州統合と同盟がそれぞれそのありかたを変えたということを見てきたが、実はその議論がなされているときに、ヨーロッパは冷戦時とは異なる形の安全保障上の問題二つに直面していた。ひとつは中東で勃発した湾岸戦争であり、もうひとつは、まさに欧州の一隅で起こった旧ユーゴ連邦の解体である。どちらも「熱戦」であり、統合と同盟をめぐる議論に、とりわけそのなかのESDIをめぐる議論に、大きな影響を及ぼした。

湾岸戦争から見てみよう。イラクによるクウェート侵攻の直後に開かれたWEU閣僚会合では、イラクの行為を非難し、国連安保理決議に同意してイラクに対する海上封鎖の実施を確認した⁽⁶⁷⁾。しかし結局、WEUとしてそれ以上の行動はとられなかった。海上封鎖についても、実際は各国ごとの艦船の派遣を調整するにとどまり、WEUに指揮権は与えられなかった。それは、WEUを安保理に従属させるか、それともアメリカのリーダーシップに服せしめるか、あるいはそのどちらでもないかで、加盟国間の根強い見解の違いがあったことによる⁽⁶⁸⁾。また、ECとしての取り組みも有効とは言えず、軍事行動を回避するための努力は実らなかった。CFSPの議論は始まっていたが、そもそも湾岸危機について、欧州が一体となって対処すべき問題、あるいは対処し得る問題と見なすことに消極的であったのも、ECにとって足枷となった⁽⁶⁹⁾。

1991年1月になって、多国籍軍による「砂漠の嵐」作戦が始まった。そこでの中心は、NATOであり、アメリカであった⁽⁷⁰⁾。この戦争で、西欧諸国の旧式で脆弱な軍事力が白日のもとにさらされた。そしてなかでもフランスの危機感は強く、ミッテランは1991年3月のテレビ演説で、防衛政策の見直しが必要だとの見解を示している⁽⁷¹⁾。冷戦終

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現

結期以来、より独立色の強いESDIを望んできたフランスにとって、湾岸戦争で自国と西欧の無力を突きつけられたことは、大きな打撃であった。ミッテランのESDI観にも、これをきっかけとして変化が見られた。「西欧の防衛は、現在もそして長期的にも、大西洋同盟を尊重することなしに考えることはできない。NATOに代わる防衛機構を整備するのではなく、欧州に独自の共通政策と固有の防衛の余地があるか、大西洋同盟とその軍事機構の能力的・地理的限界をただ見極めることが重要だ」と、彼は4月の演説で述べた⁽⁷²⁾。

旧ユーゴの解体に際しては、ECは湾岸のときよりも積極的な姿勢で臨んだ。CFSPはまさに成立しようとしていたし、何より、ユーゴはヨーロッパにとって「内側」であった。加えて、湾岸戦争での教訓も活かされようとしていた⁽⁷³⁾。1991年3月の欧州理事会は、「統一されていて民主的な単一のユーゴスラヴィアこそが、新しい欧州にうまく統合され得る最良のチャンスをも有するのだ」と述べて、ECとして連邦解体阻止へ動いた⁽⁷⁴⁾。しかし6月には、スロヴェニアとクロアチアが独立を宣言し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナやクロアチアでは内戦が激化して、事態は混迷の様相を強めることとなった。

平和的解決へ向けたECの努力は、その後も続いた⁽⁷⁵⁾。トロイカ⁽⁷⁶⁾の主導で1991年7月に採択された「ブリオーニ合意⁽⁷⁷⁾」では、ユーゴ紛争がもはや内政問題ではないと認識され、スロヴェニアおよび可能ならクロアチアへも国際文民／軍事監視団を派遣することが決まった。また9月には、キャリントン卿を議長とする「ハーグ和平会議」が始まり、翌月には各共和国の独立も視野に入れた停戦提案がなされたが、セルビアだけがこれを拒否し、ECは11月にユーゴへの経済制裁を通告するに至った。その間法的側面からの検討を続けていたバダンテール委員会は、ユーゴは解体しつつあり、「国家継承問題の解決は各共和国の権限に帰属する」との見解を示した。これを受けて、ECが各共和国の独立を検討し始めようとした矢先に、ドイツが一足早くスロヴァニアとクロアチアの独立を

承認し、結局それを追う形で、ECは1992年1月15日に両国の独立を承認することとなった。

WEUには、こうして平和的解決を模索したECとの連携が期待された。1991年8月、仏独間では、停戦合意の調印と和平会議の開催を容易にするため、内戦が続くクロアチアに仲裁軍を投入することで一致した。これを受けたEC議長国オランダの要請により、9月にWEUの閣僚理事会が開かれた。しかし、イギリスの反対が主たる理由で、WEUとしてクロアチアに仲裁軍を派遣することは見送られた⁽⁷⁸⁾。このことをきっかけに、WEUとECの連携は失われる。

1991年秋以降、ECによる政治的解決への取り組みはまだ続いていたが、ユーゴ紛争の解決には国連が中心的な役割を担うようになった。そして1992年2月、安保理は743号決議を採択して、クロアチアのセルビア人支配地域にUNPROFOR（国連保護軍）を派遣して平和維持活動を行うことを決定した⁽⁷⁹⁾。ECの努力は実らず、ECの行動を支援することを期待されたWEUはそれに答えられず、ヨーロッパは、国連の手を借りずに、その一隅で起こった危機に対処することができなかったのだった⁽⁸⁰⁾。

湾岸戦争と旧ユーゴ解体という二つの大きな課題に直面して、ヨーロッパとしての取り組みが以上のようなものにとどまったことは、その後のESDIをめぐる議論を大きく規定した。具体的にはどうであったか、次節で見てみよう。

第四節 同盟の「ヨーロッパの柱」

湾岸戦争と旧ユーゴ紛争の経験は、それらと並行していたESDIをめぐる議論に反映されて、欧州統合と同盟の変容とに見られるESDIの性格を決定づけるひとつの大きな要因となっていた。そしてその経験は、その後も引き続いてESDIのありかたを左右することになる。とくに、旧ユーゴ紛争は国連の介入によっても事態は好転せず、欧州の安全保障をどうするかは、喫緊の課題であった。

(1) ペーターズベルグ宣言とEurocorps

クロアチアへのUNPROFOR派遣決定後、ボスニアでは独立を問う住民投票が実施され、1992年4月に、ECはボスニアの独立も承認した。その過程で、ボスニアでは内戦が激化し、UNPROFORはサラエヴォへの部隊展開を決める。

この時期、西欧によるESDI進展への取り組みは、まったく影を潜めてしまったわけではない。湾岸とユーゴで、とりわけ軍事行動能力の不足を痛感したことは、WEUに関する二つの重要な動きに反映された。

ひとつは、WEUの新しい任務が定義されたことである。マ条約等によって、WEUにはEUとNATOの「架け橋」としての位置づけが与えられたが、1992年6月のWEU閣僚理事会で採択された「ペーターズベルグ宣言⁽⁸¹⁾」は、そのWEUが果たし得る任務を、従来の共通防衛のほかに、新たに三つ定めた。それは、①人道的任務及び在外自国民避難の任務、②平和維持の任務、③危機管理（含平和回復）のための戦闘部隊としての任務、である。これらの任務は、「ペーターズベルグ任務」と呼ばれるようになった。修正ブリュッセル条約では、平和と経済的安定を脅かす状況については、その発生地がどこでも、WEU理事会は協議できるとされていたが⁽⁸²⁾、この規定を足掛かりに、冷戦後世界の混乱に有効に対処すべく、WEUは域外および防衛以外の行動に積極的に取り組む姿勢を示したのだった⁽⁸³⁾。

WEUに関するもうひとつの重要な動きは、Eurocorps（欧州合同軍）の創設が決まったことである。WEUは結成以来、統合軍事機構をもたない同盟であったが、EUの「武装した腕」としての役割を与えられ、さらに自らもペーターズベルグ任務を定義するに至って、もはや無力でいるわけにはいなくなった。NATO軍との重複の懸念から、西欧は新たな統合軍事機構の整備に消極的であったが、湾岸危機と旧ユーゴ紛争におけるWEUの無能ぶりが、WEUの任務の再検討とともに、その実行を担う軍事ユニットに関する議論も喚起した。

ただし、Eurocorpsは仏独合同旅団に起源を有

するもので、WEUの正式な機関ではない。1991年10月の仏独共同提案によって、両国間の合同旅団を核として、「ほかのWEU加盟国の戦力も含む欧州部隊」を形成する意思が表明されたが、これがEurocorpsのはじまりである⁽⁸⁴⁾。その後、1992年5月の仏独サミットで、Eurocorpsの創設は正式にみとめられた。Eurocorpsに与えられた任務は、① NATO及びWEUの枠内での共通防衛、② 平和維持及び平和回復、③ 人道的介入で、Eurocorpsは「EUに固有の軍事能力を与える」ものであることが明言された。もっともそれによって、各国がNATO内で負う義務の履行が阻まれるものではないことも同時に述べられている⁽⁸⁵⁾。

このEurocorpsとWEUとの関係については、1993年5月のWEU閣僚理事会で、Eurocorpsが「WEU従属戦力 (FAWEU) の一部分をなす」ことが確認された⁽⁸⁶⁾。これでWEUは、その任務を担う軍事ユニットを獲得することができた。ただし同年1月には、NATO加盟国が攻撃された場合及び平和維持あるいは人道上の任務の場合に、EurocorpsがNATOの欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) の指揮権に服することにも合意があった⁽⁸⁷⁾。EurocorpsはWEU専属の軍事ユニットであったわけではない。

新しい任務を与えられ、またFAWEUのおかげで、WEUの作戦行動能力は飛躍的に高まり、冷戦中にはほとんど形骸化してしまっていたWEUは息を吹き返したようだった。そしてそれは、ESDIの進展に実質的かつ印象的な足跡を残すことになったのである。

(2) NATOかWEUか

WEUがこうしてその実効性を高めようと努力を続けるいっぽうで、NATOにも重要な節目があった。1992年6月にオスロで開かれたNATO外相会議は、CSCEや国連の要請に基づいてなされる平和維持活動に、伝統的には領域外とされてきた地域であっても、NATOのアセットを提供することを決定したのである⁽⁸⁸⁾。これによってNATOは、1991年11月の新戦略概念からさらに一歩進ん

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現で、域外行動も含む積極的な役割を担う軍事機構へと変化した。

これによってNATOとWEUは、平和維持に関しても同じような役割を担うようになり、いわば競合関係に立つことになった。1992年5月にはNACとWEU理事会の第一回合同会合が開かれたが、そのときNATOのヴェルナー事務総長は、「(どの機構に平和維持活動の実施を依頼するかを) 決定するのはCSCEである」と述べていた⁽⁸⁹⁾。

では、その後の旧ユーゴ紛争で、NATOとWEUはそれぞれどのように動いたのだろうか。1992年7月、国連安保理が経済制裁を決定すると、WEUは、議長国であるイタリアを調整役として艦隊を編成し、アドリア海での監視にあたらせることを決めた。またNATOも、その年の4月にできたばかりのSTANAVFORMED⁽⁹⁰⁾をアドリア海に派遣して海上封鎖を実施することを決定した。そこで、NATOとWEUの重複を避けるために、イタリアによって、地理的分業が組織されることになった。ところが1993年6月になると、WEU理事会とNACとの合同会合で、双方の艦隊を共同任務部隊 (CTF: Combined Task Force) としてひとつにまとめ、その作戦統制をNATOの南欧連合海軍司令官 (COMNAVSOUTH) に委ねることが決まった⁽⁹¹⁾。それはつまり、定期的に交替するWEU議長国による調整よりも、NATOの統合軍事機構のほうがCTFを効果的に機能させられると考えられたからである。

実際、1993年になると、WEUに比べてNATOの優位が明らかになっていった。4月には、ボスニア上空の飛行禁止区域の取締りを強化する安保理決議を受けて、NACはNATO軍機80機をその任務にあたらせることを決め、6月には、ボスニア内に安全地帯を確保せんとするUNPROFORの活動を、要請があれば空から支援することもNACは決定した⁽⁹²⁾。

こうして旧ユーゴ紛争におけるNATOのプレゼンスが高まるなか、NATOとWEUの関係、あるいはNATOから見たESDIの位置づけに深く関わる提案がアメリカ側からなされた。1993年10月の

NATO国防相会議で、アメリカの国防長官は「共同統合任務部隊（CJTF: Combined Joint Task Force）」の構想を同盟国に対して提示したのである⁽⁹³⁾。

CJTFとは何か。まず、任務部隊(Task Force)とは、特定の任務につく一時的な部隊を指している。そして共同任務部隊(CTF)とは、複数国間で形成される任務部隊のことであり、また統合任務部隊(JTF)とは、陸海空の二種以上の戦力から構成される任務部隊のことを言う。CJTFは、これらの性質をすべて併せもつ部隊を指している⁽⁹⁴⁾。

アメリカがCJTFを提唱した理由は、ひとつは、よりはっきりとしたESDIを望む欧州の声に応えるためであり、もうひとつは、米欧間での責任分担を進めるためであった⁽⁹⁵⁾。CJTFがあれば、NATOの全加盟国の一致がなくても、意を同じくする国々のみで、NATOのアセットを利用しながら作戦行動を実施できるようになる。つまり、CJTFがあれば、アメリカがある作戦への参加を拒んだとしても、WEUとしてその作戦を実施し、そのときにNATOの情報通信・輸送機能や、飛行場、貯蔵庫などを利用できるのである。これによって、WEUはNATOと重複する装備を独自に整える必要なくして行動能力を高められ、またNATOとしても、自律性の強過ぎるWEUによってその統合軍事機構を損なわれる惧れがなくなると考えられた。そしてアメリカには、ある作戦に参加するかどうか、選択の余地が与えられるのである。

WEUの新しい任務のために独自の軍事オプションを用意する必要に迫られていた西欧は、アメリカのこの提案を好意的に受け止め、1994年1月のNATOサミットで、CJTFの構想は正式にみとめられた。宣言は次のように言う。「われわれは、マ条約中に述べられているように、…やがては大西洋同盟によるそれと両立し得る共通防衛へとつながるESDIの進展を大いに支持する。…われわれは、EUの防衛要素として発展しつつあるWEUを通じて、同盟のヨーロッパの柱を強化することを支持する。…われわれは、補完性と透明性を原

則として達成されてきた、NATOとWEUとの緊密かつ拡大中の協調を歓迎する。…ゆえにわれわれは、NACでの協議のもとに、欧州の同盟国がCFSP遂行のために実施するWEUの作戦にも同盟の集合財を供せるようにする用意がある⁽⁹⁶⁾」。この宣言は、冷戦終結期以来続いてきたESDIをめぐる議論の、ひとつの到達点であった。東西対立が劇的に消え失せ、西欧は新しい安全保障・防衛のありかたを模索し、湾岸戦争と旧ユーゴ紛争という実地での経験を経て、CJTFという形でのWEUとNATOの協調を構想するに至ったのである。ESDIは、西欧独自の安保防衛としてよりも、むしろ同盟の「ヨーロッパの柱」としての性格を強く帯びるものとなった。

第三章 ESDIの浮き沈み

第一節 フランスの葛藤

湾岸戦争を経験して、フランスが防衛政策の見直しに着手したことは前に見たが、1990年代中盤以後のESDIの展開を追う前に、ここで再びその後のフランスの動向に目を向けてみたい。なぜなら、それがESDIの進展のいわば裏地をなしていると考えられるからである。

米ソ冷戦が終わると、フランスは欧州の自立を求めた⁽⁹⁷⁾。ESDIについても、アメリカやNATOからできるだけ独立していることを望み、それが親米的なイギリスなどの国々との間でしばしば軋轢を生んだ。しかし、湾岸戦争と旧ユーゴ紛争で、フランスは自国と欧州の無力を痛感し、ESDIはCJTFを構想するNATOのなかでおもに実現されようとしていた。

これに対して、フランスはどのような態度を取ったか。とくに防衛政策の見直しとNATOとの関係改善とに注目して、そこにESDI形成へのフランスの強い意志と、そのESDI観の変化とを見てみよう。

(1) 1994防衛白書とヨーロッパの核

湾岸戦争後の防衛改革が不十分であるとの非難

を受けて、バラデュール首相は1994年2月に「1994防衛白書」を刊行した。その序文のなかで彼は、「欧州連合条約の発効を受けて、実際われわれの防衛政策も段々と欧州の共通防衛の構築に寄与するものでなければならない。EUの政治的アイデンティティは、最終的には防衛の領域ではっきりと表されなければならない」と述べた⁽⁹⁸⁾。それは、前回1972年の防衛白書でフランスの防衛政策はまず一国単位で講ぜられるべきだとされていたのとまったく異なっている⁽⁹⁹⁾。そして、フランスの防衛政策の目的については、具体的に次の三点が挙げられている⁽¹⁰⁰⁾。第一は、従来通り、フランスの国益の防衛である。第二の目的は、欧州建設の推進と安定的かつ平和的な国際システムの実現への参与である。フランスの国益は諸外国のそれと相互依存の関係を深めていて、フランスの行動は、EU、NATO、CSCE、国連等の多国間の枠組みに段々と組み込まれつつあることが認識された。そして第三の目的は、包括的な防衛概念の上に、多様な形の防衛政策を講じることである。防衛とは今や、軍備を整えることだけではない。

ESDIとの関連では、白書は、欧州の防衛の構築について詳しく述べている。構築の主体としては、英仏独の間での協力関係が強調され、またWEUについては、その行動能力を高めるEurocorpsの意義が評価され、同時にNATOとの協調も肯定的に捉えられた。そのNATOを、フランスはどう見ていたか。「NATOは防衛のための主要な機構のまま」であり、「将来の戦略的文脈や新たな任務への同盟の適応を追求しつつ、大西洋関係を刷新し、欧州の安全と安定に必要なアメリカの恒久的関与を保証する」ことが、フランスのねらいのひとつとして掲げられた。冷戦後に進められてきたNATO改革についても、「フランスはこれに参加する」のだと述べて、「大西洋同盟がESDIの強められる場となる」ことを望んだ。フランスの当初のESDI観は、大きく変わっていた。ただし、NATOの統合軍事機構への参加については、1966年の原則（統合軍備機構への不参加や核戦力の独立性など）がなお有効であることが確認されてもい

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ（ESDI）の実現する⁽¹⁰¹⁾。

この防衛白書を基本として、政府は1994年4月に新しく「5ヵ年軍事計画法案⁽¹⁰²⁾」を策定して、具体的な防衛改革に乗り出したのだが、ここでは別に、フランスの防衛にとって最重要問題のひとつ、すなわち核の問題についても触れておきたい。ESDIを追求するなかで、核はどのように扱われたか。

フランスには核保有国としての矜持があり、冷戦中は核抑止を自国の防衛の中心に据えてきた。しかし、冷戦の終結は、核政策を再考する機会をフランスに与えることになった。実際、1994防衛白書では、核の重要性が相対的に低下していることが指摘され、核兵器と通常兵器の優先度は逆転した。いっぽうで白書は、「ヨーロッパの核」の問題にも言及した。「欧州核ドクトリンは、欧州共通防衛を構築する上で大きな論点のひとつになる運命にある。…現実には、核を伴ってこそ、欧州の防衛面での自立は可能となるのだ」と白書は述べた⁽¹⁰³⁾。

「ヨーロッパの核」をめぐる議論は、1992年1月にドロールEC委員長が、EC独自の防衛政策にフランスの核が核抑止力を提供すべきだとの見解を示したのに続いて、ミッテランも欧州共通核ドクトリンを提唱したことによって始まる⁽¹⁰⁴⁾。そして同じ年の10月には、ベレゴヴォワ仏首相によって、英仏が核政策を擦り合わせて欧州としての核抑止を成立させるべきだと述べられた⁽¹⁰⁵⁾。実際、1993年7月には、「仏英核政策・ドクトリン共同委員会（The Franco-British Joint Commission on Nuclear Policy and Doctrine）」が創設され、両国は互いの核ドクトリンを検証したり、核不拡散条約（NPT）などの問題を討議したりするようになった。

この問題はその後も議論が続けられ、ジュペ仏外相は1995年1月の演説で、はじめて「協調抑止（dissuasion concertée）」ということばを用いて次のように言った。「仏英に共通のドクトリンができたなら、われわれの世代は主要なパートナーとの間で、共有された抑止ではなく最低限協調抑止

を実現させることを怖れなければならないだろう
か⁽¹⁰⁷⁾」。9月の講演でも首相となったジュベは、核
実験再開でフランスへの非難が高まるなか、「今は
新しいタイプの協調を実現させるべきだ」と述べ
て、まず同じ核保有国であるイギリスと、次いで
ドイツとの間に協調抑止を成立させることを提唱
した⁽¹⁰⁸⁾。ここで注意すべきは、パターンリズム
の響きを伴う「拡大抑止」ということばも、防衛
に関する欧州統合の現実には即さない「共有された
抑止」ということばも避けられている点である。
協調抑止によって意味されるのは、対等な二者の
パートナー間での対話の必要性であった。そして
その翌月の英仏首脳会談では、両国間での核協調
を進める旨の宣言が出された。「われわれの目的
は、それぞれの核戦力の独立性を尊重しながら、
抑止を相互に強化することである。大西洋同盟の
欧州の加盟国で核を保有する二国の間での協力が
進めば、全体的な抑止への欧州の貢献が高まるこ
とになるのだ」と述べられた⁽¹⁰⁹⁾。イギリスだけ
でなく、ドイツの間でも核をめぐる協調が論議さ
れている。1996年12月の仏独サミットで採択され
た「安全保障と防衛に関する仏独共通概念⁽¹¹⁰⁾」
は、協調抑止に関して、「われわれ二国は、欧州の
防衛政策の文脈のなかで、核抑止のはたらきにつ
いて対話を始める用意がある」と述べた。

フランスが「ヨーロッパの核」を提唱した理由
には、もちろん、冷戦後の安全保障状況において
一国単位での核保有の正当性が低下したことなど
も考えられるが⁽¹¹¹⁾、ESDI形成への積極的な姿勢
も見て取れるだろう。ただし、ここでもNATOと
の兼ね合いが問題となって、欧州の協調抑止がど
のようなものとなるのか、最終的な結論はまだ出
されていない⁽¹¹²⁾。

(2) NATOへの復帰

1994防衛白書では、NATOの意義がまとめら
れ、その改革にフランスが参加することが述べら
れたが、実際フランスは、NATOとの実質的な軍
事協力関係を徐々に深めていった。1993年1月に
EurocorpsとNATOとの関係が定められて、フラ

ンス軍の部隊がNATOの作戦指揮下に入る可能
性が出たことは、その大きな進展だった。また、
旧ユーゴ紛争の展開も、フランスとNATOの結び
つきを強めることになった。NATOとWEUとが
別個に実施していたアドリア海の海上封鎖が、
1993年6月にCTF（統合任務部隊）としてひとつ
にまとめられると、当然にフランスの艦隊も現実
にNATOの指揮に服することになった。

作戦上の関係だけでなく、フランスはNATOの
軍事協議の場にも姿を現すようになる。1994年9
月のNATO国防相非公式会合に、1966年にNATO
の統合軍事機構から脱退して以来はじめて、フラ
ンスが参加した⁽¹¹³⁾。ゴーストであるシラクが大
統領になっても、フランスとNATOの関係強化の
傾向は変わらず、1995年9月には、ボスニア空爆
を想定したNATO軍の演習が30年ぶりにフラン
スで行われた⁽¹¹⁴⁾。そして1995年12月、NATOの国
防相非公式会合に再びフランスからミロンが参加
し、軍事委員会にも1966年以来はじめてフランス
の将軍が出席したことについて、外相会議での演
説でド・シャレット仏外相が、フランスの国防相
が以降定期的に同盟の会合に参加することと、フ
ランスが軍事委員会とその付属機関に完全に復帰
することを表明した⁽¹¹⁵⁾。

フランスがこうしてNATOとの軍事協力関係
を取り戻したことは、そのESDI観の変化を反映し
ている。欧州の新たな安全保障上のニーズに応え、
かつ欧州における重要なアクターとしての地位を
保つためには、フランスはNATOやアメリカと強
固に結びついた形でのESDIを追求せざるを得な
かった⁽¹¹⁶⁾。

第二節 埋没するESDI

1994年1月のサミットでCJTF（共同統合任務
部隊）の構想を正式に立ち上げた後も、NATOの
改革は着実に進められた。この頃、NATOが取り
組むべき問題は、おもに四つあった⁽¹¹⁷⁾。①東方へ
の拡大、②ESDIの具現化、③フランスの復帰、④
旧ユーゴ紛争、である。これらのうち、①は省略
し⁽¹¹⁸⁾、③は前節で触れたので、本節では②と④に

ついて考えてみたい。②は、NATOのなかでESDIをどのような形で目に見えるものにするかという問題で、CJTFの整備と指揮系統の見直しが具体的な課題となった。これは、まさにESDIの問題である。④は、NATOがどのように紛争に関与していったかという問題だが、それもまたESDIの行方を左右する間接的だがひとつの重要な要因であった。

(1) ボスニアへの介入⁽¹¹⁹⁾

1994年はじめ、サラエヴォで再び凄惨な殺戮が始まると、国際社会は一致してそれを非難したが、ボスニアのセルビア人勢力（以下、B. Serbs）に対して、NATOが空爆を実施すべきかをめぐっては、欧州内で意見が分かれた⁽¹²⁰⁾。またNATOの主力を担うアメリカも、この段階では、ボスニアへの介入に消極的であった。バルカンの「泥沼」に足を取られれば、ベトナム戦争の時のように国内で論争を喚び、欧州全体でのアメリカのプレゼンスやNATOの将来を脅かしかねないと考えられた⁽¹²¹⁾。

しかし1994年2月、サラエヴォで68人の市民が砲撃の犠牲となると、NATO軍は、ボスニア上空の飛行禁止空域に侵入したB. Serbsの航空機四機を撃墜した。といっても、これでNATOのボスニア介入が本格化したわけではない。

NATOがボスニア内戦への関与を本格化させるのは、翌1995年になってからである。その年の春、クロアチア軍、ボスニアのクロアチア勢力及びボスニア政府軍から成る連合軍と、クライナ（クロアチア）とボスニアのセルビア勢力との間が、再び一触即発の状況となった。この時期、事態の收拾方法をめぐって、ボスニアを支持しセルビアに圧力をかけようとするアメリカと、すべての交戦団体に対して平等な態度を取る国連との間で、摩擦が生じるようになっていた。そして、NATOがパレ近くのセルビア勢力の軍事目標を爆撃すると、セルビア側はトゥズラへの猛攻で反撃し、222人の国連軍兵士を人質に取ったが、それは、セルビア人支配地域からのUNPROFORの部分的撤

退へとつながった。1995年7月には、国連によって守られていたはずのスレブレニツァとジェパも陥落して、ボスニア政府は国際社会への不満を募らせた。

そのような状況のなか、1995年8月にサラエヴォで再び37人が砲撃の犠牲となり、それをB. Serbsの仕業だと考えたNATO軍は、B. Serbsの軍事目標や通信・指揮拠点に対する猛烈な攻撃を開始した。NATOのボスニア介入は、これを機に本格化したのだが、その背景には、アメリカの態度の変化があった。それまでの消極姿勢が改められた理由には、1995年5月以来、UNPROFORの脆弱ぶりが決定的になっていたことや、国内政治上の要因のほかに、NATOの一体性と実効性を保持するねらいがアメリカにはあった。ボスニア内戦は旧ユーゴの他地域や近隣諸国に飛び火し兼ねず、この紛争を鎮め損なえば、NATOの信頼性に傷が付き、中東欧の民族問題にとって悪しき前例になりかねなかったことが、アメリカにNATOの介入を決意させたのだった⁽¹²²⁾。

NATOが本格的に介入し、セルビアの指導者ミロシェヴィチに見捨てられたB. Serbsの勢力が急速に衰えたことで、1995年秋からボスニアの和平へ向けた交渉が再開された。そして12月、クリントン米大統領によって提示された「 Dayton合意」が調印され、ボスニアは単一国家としての外形を保ちながら、クロアチア・ムスリム連邦とセルビア人共和国とに分かたれた⁽¹²³⁾。

Dayton合意によって、UNPROFORに代わるIFOR（平和実施部隊）の創設が決まった。IFORは、合意の文言と精神を尊重させ、停戦や境界線の監視、移動の自由の確保などを担う部隊だが、その作戦統制にはNATOが当たることになった⁽¹²⁴⁾。西欧による努力も虚しく、国連中心の枠組みでもついに解決できなかった旧ユーゴ紛争が、NATOの介入によってはじめて一応の終息を見たことは、冷戦後の欧州の安全保障に占めるNATOの位置づけを決定的なものにした。そしてそのNATOの介入がアメリカの意向次第だったという点も含めて⁽¹²⁵⁾、それはESDIをめぐる議論

への含意が大きかった。

(2) CJTFと指揮権移譲問題

1994年1月にその構想がみとめられた、「分離できるが分離されていない(separable but not separate)」軍事能力であるCJTFについては、それを具体化する議論がその後始まっていた。

CJTFは、従来の集団防衛のためにはたらくのか、それとも平和維持や危機管理など集団防衛以外の任務(非五条任務)に限って機能するのか。フランスは、後者の立場を取った。フランスはさらに、CJTFをNATOのSHAPE(欧州連合軍最高司令部)から切り離すことも望んだ。フランスにとってCJTFは、何よりもESDIを進展させる手段であった。フランスがNATOとの軍事協力関係を回復しつつあった背景には、それを利用しながらNATOとは別の新しい機構を作るというねらいもあったのである。ところが、フランス以外のほとんどの同盟国は、CJTFはこれまでの統合軍事機構の一部と見なしていて、集団防衛と非五条任務の両方を担い得ると考えていた。フランスが望むようなCJTFは、NATOの統合軍事機構を損なうものとして退けられたのである⁽¹²⁶⁾。

このように議論は膠着したが、1996年3月に米仏間で合意に至ったことで、CJTF構想は息を吹き返した。その合意とは、CJTFの「核」は、NATO固有の参謀本部に限らず、Eurocorpsやあるひとつの国の参謀本部でも構わないという内容であった⁽¹²⁷⁾。フランスが妥協案を飲んだ理由には、ブッシュ政権よりもクリントン政権のほうがESDIに好意的であったこと、WEUとしてもNATOのアセットを利用できるという点でのCJTFの有用性をみとめたこと、そして他の西欧諸国がNATOの統合軍事機構や指揮系統を放棄することに消極的であることを認識したことなどがある⁽¹²⁸⁾。むしろ、1995年末に決定的となった、フランス自身のNATO復帰も大きな要因のひとつであった。

CJTFの詳細は、その後1996年6月のNAC閣僚理事会で決定された。ここでは、CJTFについて三つの具体的なパターンが想定された⁽¹²⁹⁾。ひとつ

は、NATO諸国のみによるCJTFで、この場合、NATOとしてCJTFの結成を決めても、必ずしもすべての同盟国が参加する必要はない。二つ目は、NATO諸国に平和のためのパートナーシップ(PfP)諸国が加わった形でのCJTFで、ボスニアに展開されたIFORがそのモデルとなる⁽¹³⁰⁾。そして三つ目のパターンは、WEU主導によるCJTFである。これにより、NATOのアセットを利用しながら、WEUは自らの指揮統制のもとでその作戦を遂行できるようになる。ただし、WEU主導によるCJTFを起こすのでもNACでの全会一致による決定が必要であるし、作戦の各段階でアメリカが口を挟む余地もあったから、その点では、WEUがこれまでよりもNATOの枠に組み込まれたとも考えられる⁽¹³¹⁾。それでも、ド・シャレット仏外相が、CJTFによってWEUは「夢から現実へ⁽¹³²⁾」と変わるのだと述べたように、ESDIにとってCJTFは大きな一歩であった。

こうしてCJTFをめぐる議論がひとまず落ち着くと、フランスがいよいよNATOの統合軍備機構に完全復帰するのではないかと期待が高まった。しかし、1996年夏、フランスはNATOをめぐる新たな論争を巻き起こした。NATOの主要な司令官のポストの一部を、欧州側に移譲するよう、アメリカに対して求めたのである。

NATOの統合軍備機構は、大きく分けて二つの司令部(command)から成る。ひとつは欧州連合司令部(ACE)で、もうひとつは大西洋連合司令部(ACLANT)であり、それぞれ欧州連合軍最高司令官(SACEUR)と大西洋連合軍最高司令官(SACLANT)が指揮にあっている。SACEURもSACLANTもアメリカ人である。ACEの下には、北西欧州連合軍(AF NORTHWEST)及び中欧連合軍(AFCENT)、南欧連合軍(AFSOUTH)が従属していて、司令官はそれぞれイギリス人、ドイツ人、アメリカ人が務めている。

フランスが求めたのは、AFSOUTHの司令官のポストを欧州側に譲ることだった。冷戦後、アメリカが欧州に展開する兵力を徐々に削除してきたいっぽうで、フランスとスペインが統合軍事機構

に復帰することになれば欧州側の貢献は相対的に高まるのだから、その貢献に見合う指揮権をフランスは要求したのだった⁽¹³³⁾。しかし、西欧の見かたがそれで一致していたわけではない。アメリカよりもさらに軍事力を削減しつつある西欧にとって、NATOの指揮権の配分は現状で妥当であるとか、冷戦後の状況にうまく対応できない欧州はアメリカに大きく依存してしまっているのだとかの見かたもあった⁽¹³⁴⁾。

アメリカにとっても、フランスの要求は受け入れ難いものだった。AFSOUTHとアメリカの第六艦隊とは同じ司令官に服していて、密接な関係にあった。フランスはそれを知った上で、アメリカに要求を突きつけたのである。AFSOUTHの指揮権の問題は、米欧間での軍事協力や欧州における米軍のプレゼンスの見直しなども含んで、より広くESDIの問題として論じられた⁽¹³⁵⁾。

1996年夏以降、アメリカ側から折衷案が示されるなどして、米仏間で妥協が模索されたが、両国の国内調整の失敗から、結局AFSOUTHをめぐる議論には決着がつかなかった。その結果フランスは、1997年6月になって、当面のところNATOの統合軍事機構には復帰しないことを決定した⁽¹³⁶⁾。同じ月のNACでは、WEU主導のCJTFに適うようにNATOの指揮系統を見直すことで合意されたが、フランスが統合軍事機構から離脱したまま、その作業はうまく進むのか。リシャール仏国防相はその後、NATOの戦略概念の再検討や、CJTFの参謀及び作戦計画部局には、フランスも正式に参加することを明言したが⁽¹³⁷⁾、その背景には、NATOを軸にESDIが形成されることに不満を持ちながらも、それを受け入れざるを得ないというフランスの苦衷が読み取れる。

第三節 WEUとESDI

冷戦中にはほとんど実質的な意義をもたなかったWEUが、ESDIを実現するために重要になったことは、前章を通じて見た通りである。NATOの「ヨーロッパの柱」にしろ、欧州統合の文脈で語られるESDIにしろ、WEUがそのよすがとなっ

た。しかし、欧州の安全保障にとってNATOがますます大きな部分を占めるようになるなか、WEUの姿はなかなか見えてこない。1990年代中盤に、WEUは何をしていたのか。それを知ること、この時期のESDIを別の角度から浮き彫りにしてみよう。

(1) モスタル管理

時間が多少前後するが、1994年に入ってボスニア内戦が激化し、NATOの部分的介入が始まると、事態の収拾に欧州のイニシアチヴはほとんど見られなくなっていた。1994年3月にムスリム人とクロアチア人の両勢力間で調印された「クロアチア・ボスニア連邦憲法案」も、アメリカの主導によるものだった⁽¹³⁸⁾。しかしその憲法案のなかには、EUによるモスタル管理を定めた条項があった。モスタルはボスニア南部の都市であり、それをEUの管理下に置く案は前年から論じられていたが、このときようやく具体化されることになった。

これを受けて欧州理事会は、1994年7月23日から2年間のモスタル管理を実施することを決定した⁽¹³⁹⁾。そしてWEUには、この管理のために設置が決まった警察部隊を組織する役割が与えられた。これはEUとWEUの連携の好例であり、欧州の共通防衛政策の将来にとっては重要な出来事であった⁽¹⁴⁰⁾。

WEUに着目すると、モスタル管理については次の四点を指摘できる⁽¹⁴¹⁾。第一に、WEUは平和維持活動や地上での強制手段に関する役割を担わなかった。警察部隊の任務は、秩序維持やEUの管理官の兵站業務支援などに限られていた。第二に、WEUによる警察部隊派遣はあくまでもWEU自身の決定で、マ条約中で言われたような、EUがWEUに対して「要請する」という形は取られなかった。第三に、WEUがモスタル管理に警察部隊が提供することはかなり前から論じられていたのに、WEUは必要とされた180人のうちせいぜい7割しか用意できなかった。そして最後に、EUに新規加盟しWEUのオブザーバーにもなったオース

トリア、フィンランド、スウェーデンの三国も、モスタルへの警察官派遣を決定した。

こうして見ると、EUとWEUの連携という事実は重要でも、WEUが十分にはたらいとはいえない。欧州の旧ユーゴ紛争への取り組みは、やはり実効性に欠けていた。

(2) 欧州防衛白書の構想

なぜ、欧州はそうして事態に有効に対処することができないのか。軍事能力の不足という表層的な問題のほかにも理由があるのではないか。

「共通の安全保障防衛政策も、欧州防衛アイデンティティも、その分野での共通の利益が定義されないうちは、実現は望めない⁽¹⁴²⁾」というのが、それらの問いへの答となるだろう。欧州にとっての危険や脅威とは何か、安全保障上の共通利益とは何か。西欧としてまとまることができないでいたのは、その点での一致がないことも大きな要因であった。

そこで1994年春から、その共通利益を定義してESDIに基盤を与えんとする議論が始まった。11月のWEU閣僚理事会では、常設理事会に対して、「欧州の安全保障に関する白書を起草するべきとのフランスによる提案」も含め、欧州の新しい安全保障状況について検討することが求められた⁽¹⁴³⁾。国による見解や認識の違いを排して、欧州共通の見かたを文書の形にして表そうとする方向へ、その後の検討作業が導かれた。

そのひとつの到達点が、1995年11月のWEU閣僚理事会では採択された、「欧州の安全保障：WEU27カ国の共通概念⁽¹⁴⁴⁾」（以下、共通概念）である。これは、翌年の3月から始まることになっていたマ条約改訂のための政府間会議への、WEUとしての意見を表明するものでもあった⁽¹⁴⁵⁾。27カ国のうちWEUの正式な加盟国は10カ国で⁽¹⁴⁶⁾で、ほかはオブザーバー国、準加盟国、アソシエイト・パートナー国である⁽¹⁴⁷⁾。EUやWEUに属していなくても、これらすべての国が、それぞれの立場に応じてESDIの進展に参加することを、共通概念に示している⁽¹⁴⁸⁾。

それでは、共通概念の具体的内容を見てみよう。第一章は、欧州に共通の安全保障利益について述べる。それは大きく分けて二つある。ひとつは、欧州内で守られるべき利益で、具体的には民主主義と人権である。もうひとつは、欧州の外で守られるべき欧州共通の利益であり、それは欧州の経済的利益と在外欧州市民の安全である。今日これらの利益は、四つの「新しいリスク」によって脅かされている。それは、①旧ユーゴで見られるような武力紛争、②核兵器などの大量破壊兵器とその発射技術の拡散、③国際的テロリズム・組織犯罪・麻薬取引・密入国／不法移民、④環境破壊、である。27カ国はこれらの点において一致し、それはESDIの基盤となるものである。

それらの共通利益はどのように守られるのか。共通概念の第二章は、その点について述べている。とりわけ、WEUの軍事能力の不足が指摘されている。WEUの軍事能力には、各加盟国の部隊と、Eurocorpsに代表される複数国間で形成される部隊があるが、「WEUはまだ、EUに依るにしろ自身のイニシアチヴによるにしろ、大規模な作戦を遂行することはできない」のだと言われた。能力向上のためには、EUとの関係の緊密化、NATOとの協力関係の改善、FAWEUの増強などが今後の課題とされた。

WEUとEUとの関係については、もう少し詳しく見ておこう。共通概念の付属文書では、マ条約中で言及された「欧州共通防衛」を実現させるために、WEUとEUの関係をどのようなものにするか、三つのオプションが示されている。第一のオプションは、WEUとEUは完全に別個のままで、その間のパートナーシップを強めるというものである。二つ目は中間的で、WEUとEUを区別しながら、関係を緊密化して二つを制度上は収斂させるというものである。そして第三のオプションは、WEUをEUに統合するというものである。その場合、防衛をCFSPに含んでしまうか、新しい条約に防衛に関する条項を付け加えるか、二つの形が考えられる。これらのオプションはそのまま、マ条約改訂の政府間会議で討議されることになった。

こうしてESDIは、ハード面である制度機構面での輪郭に加えて、これまで議論があまり進んでいなかった欧州共通の見かたおいうソフトも与えられた。欧州防衛白書を編むにはまた至っていないが、NATOとは別のところでも、欧州がWEUを中心にESDIを進展させようとしていたことは、見過ごしてはならない。

第四節 アムステルダム条約

マ条約は欧州統合の最終的な到達点を示すものではなく、やがて改訂される必要があることは、条約自体によって規定されていた⁽¹⁴⁹⁾。そして、条約全体の見直しもさることながら、とりわけCFSPのはたらきを振り返る必要をマ条約の第J.4条6項は示していた。実際、CFSPをどう改善するかは、マ条約改訂作業の多くを占めることになった。

では、新しく成立したアムステルダム条約（以下、ア条約）によって、CFSPはどのように進化したのだろうか。そしてそれは、ESDIの進展にとってどのような意味をもったのか。ここではまず、マ条約によるCFSPの問題点を論じてから、それを改めようとしたア条約の成果を探ることにしたい。

(1) マーストリヒト条約によるCFSPの問題点

マ条約は1993年11月1日に発効し、CFSPも正式に始動した。1993年11月4日から1996年12月31日にかけて、EUはCFSPの枠内で343の「声明」を出し、ほぼ同じ時期に、「共通見解」と「共同行動」は、それぞれ32と45を数えた⁽¹⁵⁰⁾。声明が大勢を占めているが、これはEPCから受け継がれたものであり、マ条約で新たに定められた共通見解と共同行動は十分に活かされていない。それは、マ条約の規定が不明確で、二つをはっきり区別していなかったことに因る。

こうして、CFSPは期待されたほどには機能しなかった。しかしそれ以前に、CFSPは一体であるEUを対外的に示すための手段であったが、そのEUの一体性自体がしっかりとした基礎をもって

いなかった。EUの第一の柱となったECは引き続いて法人格を有したが、EUとして新しく法的実体を構成することはなく、また、国際交渉の性質によって、EUを代表する主体がECならば欧州委員会、CFSPならば欧州理事会議長と異なり、EUの一体性の所在ははっきりしなかった⁽¹⁵¹⁾。

このほかにも、EU議長国の半年ごとの交代、全会一致が大幅に採用されたCFSPの意思決定方式、ECとCFSPとの境界の不明確さなど、マ条約が孕んでいた問題点は少なくなかった。「国際場裡においてそのアイデンティティを明確にする⁽¹⁵²⁾」というEUのひとつの目的を達成することは、簡単ではなかった。

しかしながら、マ条約によるCFSPの最大の難点は、以上のような一般的な仕組みよりも、安全保障・防衛の側面に見て取れる。そしてこの点こそ、ESDIにもっとも深く関わるものである。外交政策は、強制的な手段による最終的な裏付けがなければ実効性が低いことから、マ条約では、将来の共通防衛も視野に入れて、伝統的には国家主権の範疇とされてきた分野にも統合を挙げたはずだった。ところが、これまでに見たように、CFSPを手にした欧州がその後の国際危機に有効に対処できたとは到底いうことができない。EUとWEUの連携がうまくいかなかったこと、WEUの位置づけがEUとNATOとの間で曖昧だったことは、いずれもマ条約に起因していた。

ESDIの進展にとって、マ条約の成立自体は、新たな道を拓いたという点で確かに功績が大きい。しかしその中身は、まだ改められるべき点が多かった。そして、そのチャンスが訪れた。欧州はそれをどのように活かせるのだろうか。

(2) 条約改訂作業

マ条約改訂のための政府間会議は、1996年に始まることになっていたが、1994年6月の欧州理事会ですでに、政府間会議に備えて検討グループを発足させることが決まった⁽¹⁵³⁾。検討グループは1995年6月から作業を開始したが、その前にEUの各機関からマ条約の総括が報告された。CFSPに

関しては、理事会、委員会、議会ともにマ条約の機能不全を指摘している⁽¹⁵⁴⁾。

このような準備段階を経て、1996年3月に政府間会議は始まった。しかし、各国の意見が噛み合わず、会議はすぐに行き詰まってしまった。そこで欧州理事会は、非公式協議会を設置してそこで議論を続けることを決めたが、それでも進捗は見られなかった。そしてその状況のまま、1997年6月にアムステルダムで開かれた欧州理事会で条約改訂作業は終了し、アムステルダム条約が成立した。改訂は、各国の見解が一致する最小の範囲にとどめられたため、ア条約への評価は一般に高いものではない⁽¹⁵⁵⁾。

では、何をめぐって各国の意見は分かれたのか。特にCFSPの制度面に関して論議されたのは次の四点である⁽¹⁵⁶⁾。第一に、CFSPの予測・分析のための機関をどうするかという問題があった。これについては、その位置づけが争点となった。第二に、EUに対外的な顔をもたせるにはどうしたらよいか問われた。フランスがCFSP上級代表（「ミスターCFSP」）を置くことを提案したが、その位置づけをめぐって各国の意見は分かれた。第三の論点は、CFSPの意思決定方式である。イギリス、フィンランド、スウェーデンの三国が全会一致の原則を維持すべきだと考えたといっばうで、デンマークとポルトガルは「建設的棄権 (constructive abstention)」(後述)の導入を支持した。第四に、CFSPの資金調達についても見解が分かれた。CFSPに政府間主義的性格を望んだイギリスは、CFSP独自の資金調達を訴えた。

これらに加えて、CFSPの最大の問題点である安全保障・防衛の面についても激しい論争となった⁽¹⁵⁷⁾。1996年2月に会談したド・シャレット仏外相とキンケル独外相は、欧州の連帯を強化するためのひとつの策として、WEUをEUに統合することを提案した⁽¹⁵⁸⁾。イギリスはこれに真っ向から反対し、ポルトガルとともにEUが防衛機能をもつことに抵抗した。そのほかの国の立場もさまざまで、WEUの共通概念が示したEU-WEU関係の三オプションに沿って見解が分かれた。結局、1996年

12月にEU議長国のアイルランドが発表した文書では、安保安衛に関しては現状維持となった。仏独両国はこれをよしとせず、1997年3月の欧州外相理事会で、再度、WEUをEUに段階的に統合する旨の共同提案を行った。今度の提案は、ベルギー、イタリア、スペイン、ルクセンブルグの支持を得たものの、やはりイギリスはこれに反対した。イギリスにとっては、NATOこそが欧州の防衛のための第一義的な機構であった。

条約改訂作業はこうして困難をきわめた。問題点は早くから明らかになっていたのに、各国の意見をまとめるのは難しかった。しかし、それは当然とも言える。なぜなら、マ条約制定のときに妥協的な解決が図られた問題をこのとき再び取り上げたのであり、それぞれの国の立場はそうそう変わるはずもなかったからである。こうして成立したア条約は、CFSPについて新たにどう規定し、ESDIの形成にどのような意義をもったのだろうか。

(3) アムステルダム条約の成果⁽¹⁵⁹⁾

CFSPの目的は、ア条約でも共通利益の防衛から自由・人権の擁護まで幅広く定義していて、マ条約と変わっていない。条約改訂で論じられたのは、いかにしてその目的を達成するか、そのための制度と政策オプションについてであった。

政策オプションのほうは、はっきりとした進展があった。共同行動や共通見解の前提になるものとして、「共通戦略」が新たに定義されたのである⁽¹⁶⁰⁾。そして、区別がはっきりしなかった共同行動と共通見解についても、「共同行動は、連合による作戦行動が必要だと目される特定の状況を扱う」(第14条1項、傍点筆者)として、その違いが明確化された。

それでは、CFSPの制度のほうはア条約によってどのように変わったか。おもに次の三点について、その問題点とともに明らかにしてみよう。

①意思決定方式

ア条約は、加重多数決制の適用される範囲を拡大した。「共同行動や共通見解の採択及びそのほか

の共通戦略に基づく決定」等について、理事会は加重多数決制を採用できるようになった（第23条2項）。ただし、これにはさまざまな留保がある。各加盟国は事実上の拒否権を有しているし、共通戦略そのものは欧州理事会が全会一致によって決定するものである。また、「建設的棄権」の原則も導入された。これは、加重多数決制による採決で、ある国が棄権しても、そこでの決定は有効で連合を拘束するというものである。この場合、棄権国はその決定に基づく連合の行動を阻んではならないが、棄権国の立場はほかの加盟国によって尊重される。つまり、多数決であっても反対者を拘束することはないのである。そして、軍事・防衛に関する決定には、そもそも加重多数決制は適用されない。このように、実際のところは、加重多数決制の機能はかなり限られていた。

②EUの顔

フランスが提案した「ミスターCFSP」は、ア条約によって実現した。「理事会事務局長は、CFSP上級代表として、CFSPの範疇に属する問題に関して理事会を補佐する」と第26条は定めた。議長の要請によって、理事会を代表して第三者と政治的対話をするなどがその役割である。前述の通り、CFSP上級代表はその位置づけが論議の的となったが、結局、理事会に属するものとして政府間主義的色彩を強く帯びることになった。

EUの法人格については、EU全体に対してもCFSPのみに対しても付与は叶わなかった。代わりに第24条を置いて、第三者との合意形成の方式を規定した。

③共通防衛とEU-WEU関係

ア条約によって、EUとしての安全保障・防衛にどのような変化があったかという点が、ESDIの進展を見る上でもっとも重要である。まず、旧第J.4条1項と新第17条1項とを比べてみよう。

第J.4条1項（マ条約）「共通外交安全保障政策は連合の安全保障に関するすべての問題を対象とし、やがては共通防衛へとつながり得る共通防衛政策を最終的に立案する」

第17条1項（ア条約）「共通外交安全保障政策は連合の安全保障に関するすべての問題を対象とし、（中略）欧州理事会がそれを決定した場合に共通防衛へとつながり得る共通防衛政策を漸進的に立案する（以下省略）」（傍点筆者）

二つの条文の違いは、ほとんど見られない。しかし、これがEUとしての防衛に関するア条約の主たる成果だったのである。それでも、EU-WEU関係には一定の進展が見られた。第17条1項は、WEUがEUに作戦能力へのアクセスを提供すると明言し、その対象分野として特にペータースベルグ任務が含まれた。またWEUは、EUがCFSPの防衛面を定義する際には、EUを支援することにもなった。

ところが、条約改訂作業中に意見が闘わされたEUへのWEUの統合については、進展ははっきりしない。「連合は、もし欧州理事会がそう決定した場合にはEUへのWEUの統合を視野に入れながら、WEUとの緊密な制度上の関係を深める」（第17条1項）と述べられるに止まった。統合の可能性は排除されていないものの、その時期も方法も明らかではない。そのいっぽうで、ア条約には、EU加盟国のうちには「自らの共通防衛はNATOのなかでこそ実現されるのだと考える」国があるという一節が新たに加えられた（第17条1項）。この一節を入れざるを得ない事情がヨーロッパにあったことは、これまでに見てきた通りである。欧州統合の分脈で、NATOからは独立してWEUのみを頼りにESDIを実現しようとする試みは、このとき決定的に挫折した⁽¹⁶¹⁾。

ESDIの進展にとって、ア条約の成果はあまり大きいものではなかった。新しいEUは、「全能」でも「無」でもない中間的なものであると、ニュゾットは論じた。彼女によれば、CFSPは、「フランス風の純粹形」と「イギリス風の真空」との間の性格をもつもので、欧州は、「全加盟国がどんな時もすべての点で共に行動することに同意するような絶対的な大国」でもなく、かといって、「各加盟国の固有の利益以外の論理をもたない、恣意的で可

逆的な単なる国家間協調の場」でもなかった⁽¹⁶²⁾。ESDIはこのようなEUをひとつの基礎とすることになった。

第四章 ESDIの新たな飛躍

第一節 英仏独トライアングル

1998年12月3-4日にフランスのサン・マロで開かれた英仏首脳会談は、ESDIの進展にとってきわめて重要な転換点となった。「CFSPに関するア条約の取り決めを完全かつ迅速に履行する」ために、「国際危機に対応できるよう、信頼に足る軍事力に裏付けされた自主的な行動能力と、その行使を決定する手段及びその心構えとを、EUは備えなければならない」(傍点筆者)と、そのとき採択された「欧州の防衛に関する宣言⁽¹⁶³⁾」(「サン・マロ宣言」)が述べたのである。ア条約によっても大した進展が見られなかった欧州統合の分脈でのESDIは、にわかに脚光を浴びることになった。

イギリスとフランスの間には、ESDIの捉えかたをめぐって大きな隔たりがあったことは、これまでに度々触れてきた通りである。それに鑑みれば、サン・マロでの合意がESDIをめぐり議論に大きな衝撃を与えたことが分かるだろう。特に、CFSPの深化に消極的だったイギリスの姿勢の変化は、驚きをもって受け止められた⁽¹⁶⁴⁾。会談後の記者会見では、ブレア英首相自身も、「個人的には、よりコミットを深め建設的になったイギリスの態度は、欧州全体によりよいインパクトを与えるだろうという気がしている」と語っている⁽¹⁶⁵⁾。

このイギリスの態度の変化は、1998年10月にはすでに明らかになっていた。オーストリアでの非公式会合に集ったEU首脳を前に、ブレアは、欧州に固有の防衛能力を与えんとするイニシアチヴを示し、大方の国の賛同を得ていた⁽¹⁶⁶⁾。翌月には、EUの国防相が非公式ながらはじめて一堂に会したが、そこでもブレアのイニシアチヴは歓迎された。ロバートソン英国防相は、「新たな考えをもつべき時が訪れたのだ」と言い、フランスのリシャール国防相はそれを好意的に受け止めた⁽¹⁶⁷⁾。

なぜ、この時期にイギリスの態度が変わったのだろうか。理由は二つに大別できる。ひとつは、イギリスのNATO観あるいは対米スタンスに変化があったことである。1998年秋以降、セルビア共和国のコソボ自治州でアルバニア系住民に対する弾圧が強まり、旧ユーゴ情勢は再び緊迫していた。事態の平和的な收拾へ向けた努力が続けられるなか、軍事的な策も講じられ、その中心はやはりNATOであった⁽¹⁶⁸⁾。しかし、特にブレアが地上軍の投入を望んだのに対して、アメリカはそれに消極的であったり、和平交渉と軍事力の行使のどちらを優先させるかをめぐって米欧間での見解が分かれたりして、NATO内での政策選好の違いが表面化し、また、欧州の軍事力不足も改めて明らかになり、それらのことがイギリスをして、安全保障・防衛に関する欧州を自立を再検討せしめることになったのだった。アメリカには、冷戦時のようには欧州の安全を引き受けるつもりはないのだと、イギリスは考えるようになった⁽¹⁶⁹⁾。

二つ目の理由は、イギリス自身の問題である。サン・マロで見られた親EUの態度は、1997年に成立したブレアによる労働党政権の「ニュー・レイバー」の性格を表すものでもあった。それまで長く続いた保守党政権とは違って、ブレア政権は欧州統合全般に積極的な立場を取るようになったのである⁽¹⁷⁰⁾。共通通貨ユーロへの参加を見送ったブレア政権にとっては、それを埋め合わせする何かが必要であったし、また、EUを通じてこそ、国際社会でのイギリスの影響力を確保できるのだという計算もあった⁽¹⁷¹⁾。

こうしてイギリスの姿勢が変わったことで、英仏が急接近することになったのだが、これまで欧州統合に最大の貢献を果たしてきた仏独関係も重要なままである。サン・マロ会談の直前には、ドイツのシュレーダー新首相選出後はじめて仏独サミットが開かれ、両国は、EUによる軍事作戦能力の保有やWEUのEUへの統合について改めて検討することを確認していた⁽¹⁷²⁾。

これまでの仏独枢軸にイギリスが加わって、しばらく緩慢だったEUの安全保障・防衛面での統合

の進展は、急速に進みそうである。サン・マロ宣言は、もちろんその内容もきわめて重要であったが、こうして英仏独トライアングルが実現したという点においても、重大な意味をもった⁽¹⁷³⁾。それは、ESDIの進展にとって新たな地平を開くことになったのである。

第二節 「防衛のヨーロッパ」へ

1999年1月1日にユーロの流通が始まったことは、サン・マロ宣言以来高まっていたEUの防衛機能をめぐる議論をいやが上にも刺激することとなった。ユーロとCFSPとは直接に関連するものではないが、ユーロがヨーロッパの人々に与えた政治的かつ心理的影響はやはり大きいもので⁽¹⁷⁴⁾、ひとつの重要なステップをクリアした後で、安保安防問題が次なる課題として積極的に捉えられたのは当然でもある⁽¹⁷⁵⁾。

しかし、コソボ問題の展開が、欧州の高揚した気分冷水を浴びせることになった。1999年2月から3月にかけてコンタクト・グループ⁽¹⁷⁶⁾によってなされた最終的な調停工作は、結局セルビア側の了解が得られないで失敗し、NATOは3月24日にユーゴスラヴィア空爆を開始した。「史上はじめて、主権国家からなる同盟が、領域を征服したり防衛したりするためではなく、その同盟が基礎を置く価値のために戦った⁽¹⁷⁷⁾」この戦争によって、ヨーロッパは再び、自らの無力を思い知らされることになった。欧州の安全保障にとってはやはりNATOが重要な役割を担っていて、その中心であるアメリカが圧倒的なパワーを誇るのに対して、欧州にはCFSPを基礎付ける軍事的手段がなかった⁽¹⁷⁸⁾。それでも、サン・マロ宣言が拓いた新たな道の途上であって、今度のヨーロッパはただ嘆いているだけではなかった。「ヨーロッパの人々が危機の安定化に効果的に参与することを真剣に望むなら、そしてアメリカの政策に影響力を及ぼすための有効な手段を手に入れたいのなら、今後恒久的に、外交的、政治的及び軍事的な道具を備えて、EUがアメリカのパートナーとなるようにしなければならない」とニュゾットは論じた⁽¹⁷⁹⁾。

そうしてコソボ戦争が続くなかで、1999年4月、NATOは創設50周年を迎えた。冷戦終結以来進められてきた旧東側諸国との協調を象徴する出来事として、NATOはポーランド、チェコ及びハンガリーの三国の加盟を正式にみとめ、また機能面についても、この約10年の歩みを総決算として、1999年7月の新戦略概念の新版である「戦略概念⁽¹⁸⁰⁾」を採択した。そこでは、「(NATOの軍事力は)紛争予防への貢献と、非五条・危機対応活動の実施についても用意できていなければならない」とされ、NATOが防衛のみを任務とする機構から、「多機能の組織」へと変化したことが決定的となった⁽¹⁸¹⁾。

関心を喚んだこれらの点のほか、ESDIに関しても、このNATOサミットでは画期的と言ってよい進展があった。「ワシントン・サミット声明—21世紀へ向けた同盟⁽¹⁸²⁾」では、前年来にわかに高まっていた欧州共通防衛をめぐる議論に応じて、EUとして自主的な行動能力を備えることを歓迎するとともに、「われわれは、すべての同盟国がNATOとして軍事的に関与するわけではない作戦であっても、EUとしてNATOの集団装備・能力を迅速に利用できるよう、必要な手はずを検討し整備する用意がある」と述べたのである。これまでNATOがみとめてきたのは、WEUを架け橋としてCJTFに体现された「同盟のヨーロッパの柱」としてのESDIであったが、このときはじめて、軍事的主体としてのEUに言及し、EU主導の作戦にNATOのアセットを提供することを承認した。NATOは、その外側で実現されるESDIがあることを受け入れたのだった。その背景には、アメリカの側でのESDI観の変化もあった。欧州の自立が強まることによって同盟の絆が弱まることを危惧するいっぽうで、米欧間で責任を相応に分担してこそ大西洋関係の安定度が高まるのだという声も聞かれるようになったのである⁽¹⁸³⁾。

これで、EUによる防衛へ向けた動きには一段と弾みがついた。5月の仏独サミットでは、サン・マロ宣言の内容について両国間でも一致し、将来の「欧州緊急対応軍」のためにEurocorpsを改編さ

せることも合意された⁽¹⁸⁴⁾。そして6月のケルン欧州理事会で、「防衛のヨーロッパ」は実現が現実となった⁽¹⁸⁵⁾。このとき決まったのは主に、①CFSPの枠内で、理事会の政治的指導のもと⁽¹⁸⁶⁾、EUとしての安保防衛政策を立案すること、②EUの自主的な決定行動能力はNATOと競合するものではなく、NATOが介入しない場合のEUによる補完的な軍事行動を可能にするものであること、③EUは独自の手段とNATOと一体化した手段との双方を備えること、④WEUをEUに統合させること、である。そして、5月にアムステルダム条約が発効したことを受けて、NATO事務総長であったソラナを初代のCFSP上級代表に指名した。また、ベルギー、スペイン及びルクセンブルグは、先の仏独間での合意を受けて、Eurocorpsを欧州の緊急対応軍に変えることに賛同した⁽¹⁸⁷⁾。

本稿の冒頭で触れた1999年12月のヘルシンキ欧州理事会での決定は、直接にはこの延長線上にある。マ条約で「やがては」実現し、ア条約では「欧州理事会がそれを決定した場合に」実現するとされた欧州の共通防衛は、今、その実現のときを迎えようとしている。「通貨のヨーロッパ」に続いて誕生する「防衛のヨーロッパ」は、より本来的な意味におけるESDIの実現をもたらすものでもあるのだ。

第三節 10年後の同盟と統合

冷戦終結から10年が過ぎて、安全保障と防衛に関する欧州独自のまとめ、すなわちESDIは、二つの形で見られるようになった。

ひとつは、NATOのなかでのESDIである。具体的には、CJTFを使って、アメリカ抜きでのヨーロッパ(WEU/EU)主導の作戦が遂行可能となった。この背景には、NATO自体の変化がある。そもそも、軍事同盟であるNATOは、冷戦後にはなくなるのではないかと考えられた。ライバルであったWTOは事実消滅したし、「共通の脅威がなければ、同盟内での利害対立がより熾烈に」なり、また「イデオロギー上の一致は、同盟保持や大西洋の協調関係維持にとって必要条件でも十分条件

でもない」のだと、ウォルトは述べた⁽¹⁸⁸⁾。しかし、NATOは現存している。同盟は、冷戦の集結を経て、そのありかたを変えたのだ⁽¹⁸⁹⁾。では、どのように変わったのか。たとえば渡邊は、次のように述べている⁽¹⁹⁰⁾。「むしろ『同盟』とは、『共同体感覚』と特定の領域内での平和と安定を保証するだけの、強くて広範な制度・慣習の達成であり、相互の同情・忠誠、我々感覚(we-feeling)、信用、敬意、自己イメージと利益に関するアイデンティティーを基盤とし、相互作用の予測制の高い、互恵的なものと考えられ、NATOにもその性格がみとめられる。そのなかでのESDIは、ヨーロッパによる「(NATOという)共同体の中での協力と自立の均衡を前提とした主体性」の模索なのだ。ただし、このような機構をウォルトが同盟と見なすかは疑問である。確かなのは、冷戦が終わってもNATOが存在し続けているということだけだ。安全保障や防衛の捉えかたも大きく変わった。NATOが冷戦時代のように領域防衛のみに徹し、それを必要とする深刻な戦略状況があれば、ESDIが生じる余地はなかった。ESDIはNATOの変化にともなって現れ、ESDIが生じたこともまたNATOの変化の一部なのである。

しかし今や、ESDIはNATOの枠内のみで見られるわけではない。ESDIは、EUのCFSPとしても実現されつつある。欧州統合と安全保障の問題は、統合の理念の点でも、その理論を構築するという点でも、ずっと密接に結びついてきた⁽¹⁹¹⁾。いっばうで、「少なくともごく近年までは、米国を頂点とする軍事機構と欧州の経済統合は、NATOとECの並立にみられるように、『棲み分け』てきた」という、1991年当時の藤原による指摘も正しい⁽¹⁹²⁾。ところが冷戦終結から10年が過ぎて、その「棲み分け」はあいまいなものとなった⁽¹⁹³⁾。EUは共通の安全保障政策を執行する仕組みをもち、さらには防衛機構としての性格ももとうとしている。ただし、EUに見られるESDIと従来の欧州統合をめぐる議論との間にはずれがある。欧州統合に関して安全保障が語られるとき、それは内側の平和を問題としたが、ESDIは、むしろ外側との関係を意識

している。「EC統合の重要性は、もはや、加盟国域内の国際関係にとどまらなくなったといわなければならない」と、鴨も述べた通りである⁽¹⁹⁴⁾。しかもEUは、WEUという軍事同盟を吸収する形で防衛機能を手にしようとしている。これは、WEUがユーロのように、共通防衛に関する先行統合だったことを意味するのか。いずれにしろ、ESDIが欧州統合の理論構築に示唆するところは小さくない。EUもまた、NATOのようにこの10年で大きく性格を変えたのだ。

では、なぜ今、NATOとEUの「棲み分け」は解消されようとするのか。ESDIを実現するのも、NATOのなかでのそれにとどまらないのはなぜか⁽¹⁹⁵⁾。

ひとつの理由は、NATOおよびその中心であるアメリカに欧州が不満を抱いていることだ。とりわけ1999年のコソボ戦争に関して、アメリカは次の二点で非難されている⁽¹⁹⁶⁾。第一に、アメリカがすぐに実力行使に訴えようとする点である。これは、外交交渉に力点を置く欧州の姿勢とは一致しない。第二に、アメリカに一国主義的傾向があり、NATOもそれを反映している点である。ユーゴへの空爆も、国連による決議を待たないでなされ、法的正当性を欠き、フランスなどはその点を強く非難した。アメリカの恣意性が、NATOの外でのESDIの実現を促している。もっともそれは、NATOが不要というのではない⁽¹⁹⁷⁾。

しかし、ESDIの根本に関係するもうひとつの理由がある。それは、ESDIの「ヨーロッパ・アイデンティティ」としての実現である。大西洋の両側では価値規範が共有されているのだから、いっそのことNATOとEUとを包摂する「大西洋連合 (Atlantic Union)」を形成するべきだとの見解もあるが⁽¹⁹⁸⁾、欧州側の考えは違う。「共通のアイデンティティを形成するのに、同盟のシステムでは十分ではない。市場経済による括りなんてもっと不十分だ」と、ヴェドリヌ仏外相は述べている⁽¹⁹⁹⁾。地域に関してアイデンティティを形成するならば、それは「ヨーロッパ」の範囲を超えないということなのか。そうすると、今後EUが拡大されるなか

で、ヴェドリヌが「歴史的なりアリティ」だとする「ヨーロッパ」の範囲はますます問題になるだろう。また、「ヨーロッパ・アイデンティティ」の追求は、欧州の政治指導者の冷戦後国際政治観を反映している。たとえばシラクとヴェドリヌは共に、世界は多極であることによって安定し、欧州がそのひとつの極となるべきだと考えている⁽²⁰⁰⁾。そのためにも、より自立した形でのESDIが欠かせないのである。

ESDIの実現は、欧州統合自体がそうであったように、理念よりも実際上の要請に大きく左右されてきた。しかし、10年を過ぎて振り返ってみると、ESDIの歩みは国際政治上の諸問題に見過ごせない波紋を投げかけていることが分かる。EUの防衛機能を実現するには残された課題も多く⁽²⁰¹⁾、ESDIの将来はまだ不確かではあるが、ESDIは「ポスト冷戦後世界」を占う上でひじょうに示唆に富んでいるのである。

注

注の括弧内に示されるEU-HP, NATO-HP, OSCE-HP, WEU-HP, 仏外-HPは、それぞれEU, NATO, OSCE, WEU, フランス外務省のインターネット・ホームページを意味し、各資料の出所を記したものである。URLは、EU-HP: <http://www.ue.eu.int>, NATO-HP: <http://www.nato.int>, OSCE-HP: <http://www.osce.org>, WEU-HP: <http://www.weu.int>, 仏外-HP: <http://www.diplomatie.fr>である。また、資料集とあるのは、次のものを指す。Pierre Gerbet, Françoise de la Serre et Gérard Nafilyan, *L'Union politique de l'Europe: Jalons et textes*, La documentation française, 1998

(1) 本稿第二章第三節参照。

(2) *Presidency Conclusions*, Helsinki European Council, December 10 & 11, 1999 (EU-HP)

(3) たとえば、John J. Mearsheimer, “Back to the Future: Instability in Europe after the Cold War,” *International Security*, Vol. 15 No. 1, 1990と、鴨武彦『国際安全保障の構想』岩波書店、1990とを比べてみよ。

- (4) Entretien du Ministre des affaires étrangères, M. Hubert Védrine, avec le quotidien "Libération," 9 décembre 1999 (仏外-HP)
- (5) David S. Yost, *NATO Transformed: The Alliance's New Roles in International Security*, United States Institute of Peace, 1998, p. 396, Michael Brenner, *Terms of Engagement: The United States and the European Security Identity*, Praeger, 1998, pp. 1-5, André Dumoulin et Éric Remacle, *L'Union de l'Europe occidentale: Phénix de la défense européenne*, Bruylant, 1998, pp. 361-363
- (6) Jacques Attali, *Verbatim II*, Fayard, 1995, pp. 179-183
- (7) *Ibid.*, pp. 212-216
- (8) *Ibid.*, pp. 306-307
- (9) *Statement of the Ministerial Meeting of the North Atlantic Council*, June 11-12, 1987 (NATO-HP)
- (10) 1963年1月22日に結ばれた仏独協力条約。外交、防衛、教育などに関する両国間の包括的な協力を定めたもの。
- (11) Attali, *Verbatim II*, *op. cit.*, pp. 336-337
- (12) 西洋同盟は、1948年3月17日のブリュッセル条約によって、英仏およびベネルクス諸国の間で創設された。当初は、ソ連の脅威とともにドイツの攻撃に備えるというねらいもあった。WEUは、これに西独とイタリアが加わって、1954年10月23日の修正ブリュッセル条約によって創設された。第5条に集団防衛の規定がある。
- (13) Philip H. Gordon, "Does the WEU Have a Role?," *The Washington Quarterly*, Vol. 20 No. 1, 1997
- (14) *Platform on European Security Interests*, October 27, 1987 (WEU-HP)
- (15) Dumoulin et Remacle, *op. cit.*, p. 135
- (16) *Ibid.*, pp. 146-148
- (17) 発効は1990年3月27日。
- (18) Dumoulin et Remacle, *op. cit.*, p. 168 1991年のマーストリヒト条約とともに、事務局と理事会のブリュッセル移転が決まった。
- (19) *Le Monde*, 16 novembre 1988
- (20) *Council of Ministers Ministerial Decision Concerning the Setting-up of a WEU Institute for Security Studies*, November 13, 1989 (WEU-HP)
- (21) Philip H. Gordon, *France, Germany, and the Western Alliance*, Westview, 1995, p. 22
- (22) Attali, *Verbatim II*, *op. cit.*, pp. 365-367
- (23) *Ibid.*, pp. 414-415
- (24) ほかに、経済財政評議会と共同高等文化評議会の創設も決まった。Attali, *Verbatim II*, *op. cit.*, p. 445
- (25) *Protocole portant création d'un Conseil franco-allemand de défense*, 22 janvier 1988 (Georges-Henri Soutou, *L'alliance incertaine: Les rapports politico-stratégiques franco-allemands, 1954-1996*, Fayard, 1996)
- (26) Gordon [1995], *op. cit.*, p. 23, 渡邊啓貴『ミッテラン時代のフランス』芦書房, 1991, pp. 335-340
- (27) François Heibourg, "French and German Approaches to Organizing Europe's Future Security and Defense: A French Perspective," in David P. Calleo and Eric R. Staal, eds., *Europe's Franco-German Engine*, Brookings Institution, 1998, p. 55
- (28) Attali, *Verbatim II*, *op. cit.*, pp. 379-380, 392
- (29) Jacques Attali, *Verbatim III*, Fayard, 1995, p. 337
- (30) *Ibid.*, pp. 342-344
- (34) *Le Monde*, 2 janvier 1990 ミッテランの構想は、「大陸のすべての国を、交易・平和・安全保障のための常設かつ共同の単一の機構のなかに」おさめようというものであった。
- (32) Attli, *Verbatim III*, *op. cit.*, pp. 359-367
- (33) *Ibid.*, pp. 368-372
- (34) ドイツ統一に関しては、次の研究が事態の推移を網羅している。高橋進『歴史としてのドイツ統一』岩波書店, 1999。また鴨は、それを安全保障上の関心に引きつけて論じた。鴨 [1990], 前掲書, pp. 313-341

- (35) Attali, *Verbatim III*, *op. cit.*, pp. 449-450
- (36) George-Henri Soutou, *L'Alliance incertaine: Les rapports politico-stratégiques franco-allemands, 1954-1996*, Fayard, 1996, p. 402
- (37) *Message de François Mitterrand et Helmut Kohl au Président du Conseil européen*, 19 avril 1990 (資料集)
- (38) *Message de François Mitterrand et Helmut Kohl au Président du Conseil européen*, 6 décembre 1990 (資料集)
- (39) Soutou, *op. cit.*, pp. 402-404
- (40) 以下, マ条約の条文は次のものによる。Treaty on European Union, February 7, 1992 (EU-HP)
- (41) マ条約の意義については, 鴨武彦『ヨーロッパ統合』日本放送出版協会, 1992, pp. 150-164を参照せよ。また, マ条約の成立過程の研究から欧州統合の性格を探ったものとして, 高橋進「マーストリヒト条約」大西健夫・岸上慎太郎編『EU統合の系譜』早稲田大学出版会, 1995。
- (42) Philip H. Gordon, “The Limits of Europe’s Common Foreign and Security Policy,” in Andrew Moravcsik, ed., *Centralization or Fragmentation?: Europe Facing the Challenges of Deepening, Diversity, and Democracy*, Council on Foreign Relations, 1998, pp. 159-185, Jean-Michel Dumond et Philippe Setton, *La politique étrangère et de sécurité commune (PESC)*, La documentation française, 1999. pp. 14-18, Nicole Gnesotto, “Défense européenne et partenariat atlantique,” dans Françoise de La Serre et Christian Lequesne, *Quelle Union pour Europe?: L’après-traité d’Amsterdam*, Edition Complexe, 1998, pp. 67-95
- (43) *Rapport sur les problèmes de l’unification politique adopté par les ministres des Affaires étrangères des Six, dit «Rapport Davignon»*, 27 octobre 1970 (資料集)
- (44) 1985年6月の欧州理事会では, 「共通外交安全保障政策に関する条約」を制定するための政府間会議の開催が決定されてもいる。
- (45) Single European Act, February 17, 1986 (EU-HP) また, 運用の実態も含めてEPCを概観した研究のひとつとして, Michael E. Smith, “Rules, Transgovernmentalism, and the Expansion of European Political Cooperation,” in Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet, eds., *European Integration and Supranational Governance*, Oxford University Press, 1998を参照。Smithは, intergovernmentalなシステムとして出発したEPCが, やがてtransgovernmental networkを形成していったと主張する。
- (46) Dumond et Setton, *op. cit.*, pp. 8-14
- (47) *Ibid.*, 14-18, 112-114
- (48) *Déclaration n° 30 du Traité sur l’Union européenne, incluant la citation intégrale de l’article j.4*, 7 février 1992 (資料集) EUとWEUの両方に加盟する国々によって, マ条約署名と同時に出された宣言。
- (49) *Final Communiqué*, North Atlantic Council, December 14-15, 1989 (NATO-HP)
- (50) Attali, *Verbatim III*, *op. cit.*, pp. 467-472
- (51) この時期のCSCEをめぐる動きについては, Catherine McArdle Kelleher, *The Future of European Security: An Interim Assessment*, Brookings Institution, 1995, pp. 48-54を参照。
- (52) Yost [1998], *op. cit.*, pp. 72-73, André Dumoulin, “L’OTAN: Quel rôle face à la nouvelle Europe?,” dans Patrice Buffotot, *La défense en Europe: De la guerre du Golfe au conflit yougoslave*, La documentation française, 1995
- (53) *London Declaration on a Transformed North Atlantic Alliance*, July 5-6, 1990 (NATO-HP)
- (54) 条文は次の通り。「締約国は, その自由な諸制度を強化することにより, これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより, 並びに, 安定及び福祉の条件を助長することによって, 平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は, その国際経済政策における食違いを除くことに努め, また, いずれかの又はすべての締約国の観の

経済協力を促進する」

- (55) *Charter of Paris for a New Europe*, November 19-21, 1990 (OSCE-HP)
- (56) このCSCEサミットについては、植田隆子「CSCEの常設機構化と今後の展望」百瀬宏・植田隆子編『欧州安全保障協力会議 (CSCE) 1975-92』日本国際問題研究所, 1992を参照。
- (57) *The Alliance's New Strategic Concept*, November 7-8, 1991 (NATO-HP)
- (58) *Rome Declaration on Peace and Cooperation*, November 8, 1991 (NATO-HP)
- (59) NACCの詳細は、Yost[1998], *op. cit.*, pp. 94-97, Gerald B. Solomon, *The NATO Enlargement Debate, 1990-1997: Blessings of Liberty*, Praeger, 1998, pp. 13-18を参照。
- (60) Conférence de presse conjointe de M. Dumas, Ministre des affaires étrangères et de M. Chevènement, Ministre de la défense, 10 décembre 1990 (仏外-HP)
- (61) *Proposition franco-allemande sur la politique de sécurité commune, dite «Proposition Dumas-Genscher»*, 4 février 1991 (資料集)
- (62) Dumoulin et Ramacle, *op. cit.*, pp. 182-185
- (63) ここでは詳しく触れないが、他の西欧諸国、たとえばイギリスとイタリアもこの問題に強い関心を示していて、両国は1991年10月に共同宣言を発表している。*Déclaration anglo-italienne sur la sécurité et la défense européenne*, 5 octobre 1991 (資料集)
- (64) Brenner, *op. cit.*, pp. 24-31
- (65) *WEU's Role and Place in the New European Security Architecture*, February 22, 1991 (WEU-HP)
- (66) 注48
- (67) *Communiqué*, WEU Ministerial Meeting, August 21, 1990 (WEU-HP)
- (68) Dumoulin et Remacle, *op. cit.*, pp. 231, 233-234
- (69) Keller, *op. cit.*, p. 109
- (70) Yost [1998], *op. cit.*, p. 61
- (71) Attali, *Verbatim III*, *op. cit.*, p. 741その後のフランスの防衛政策の見直しについては、Patrice Buffotot, "France: Le temps de la réflexion," dans Buffotot [1995], *op. cit.*を参照。
- (72) Allocution prononcée par M. François Mitterrand, Président de la République, à l'occasion de la clôture du forum de l'École de guerre, «*Quelle sécurité en Europe à l'aube de XXIème siècle*», 11 avril 1991 (仏外-HP)
- (73) Kelleher, *op. cit.*, pp. 111-117
- (74) *Le Monde*, 28 mars 1991
- (75) 詳しい経緯は、Jean-Pierre Maury, "Les institutions européenne: Vers une identité européenne de défense," dans Buffotot [1995], *op. cit.*, Olivier Paye et Eric Remacle, "L'Union européenne et les organisations internationales à l'épreuve," dans Buffotot [1995], *op. cit.*を参照。
- (76) トロイカとは、欧州理事会の前議長国、現議長国、次期議長国の外相による協議の場。当時は、イタリア、ルクセンブルグ、オランダが該当。
- (77) 「ユーゴスラヴィア危機の平和的解決に関する共同宣言」のこと。トロイカとクロアチア、スロヴェニア、ユーゴ連邦政府の代表及びEC諸国の外相の間で合意された。*Le Monde*, 10 juillet 1991
- (78) *Ibid.*, 20 et 21 septembre 1991
- (79) *Ibid.*, 23-24 février 1992 UNPROFORの規模は14,000人。西独からは仏独をはじめ、ベルギー、スペイン、ルクセンブルグ、オランダも参加。
- (80) Maury, *op. cit.*
- (81) *Petersberg Declaration*, WEU Council of Ministers, June 19, 1992 (WEU-HP)
- (82) 第8条3項「平和に対する脅威を構成し得たり、また経済的安定を危うくしたりするいかなる状況についても、それがどの場所で生じたものであれ、盟約国が協力できるようにするために、盟約国のうちの一国の要請に基づいて理事会は速やかに招集される」
- (83) Dumoulin et Remacle, *op. cit.*, p. 238
- (84) *Message de François Mitterrand et Helmut Kohl au président du Conseil européen*, 14 octobre 1991 (資料集)

- (85) Textes approuvés, 59ème sommet franco-allemand, 22 mai 1992 (仏外-HP), *Le Monde*, 24-25 mai 1992
- (86) *Communiqué of Rome*, WEU Council of Ministers, May 19, 1993 (WEU-HP) FAWEUはEurocorpsに限らず, 1995年5月には, 陸上の緊急介入部隊であるEuroforceと海上戦力であるEuromarforceもFAWEUを構成するものとされた。この二つのユニットは, フランス, スペイン, イタリアによって創設され, 後にポルトガルが加わった。
- (87) Discours prononcé par M. François Mitterrand, Président de la République, Cérémonie officielle pour le 30ème anniversaire de la signature du traité sur la coopération franco-allemande, 21 janvier 1993 (仏外-HP)
- (88) *Final Communiqué*, Ministerial Meeting of NAC, June 4, 1992 (NATO-HP)
- (89) *Le Monde*, 23 mai 1992
- (90) Standing Naval Forces in Mediterraneanの略。ドイツ, ギリシャ, イタリア, アメリカ, トルコ, スペイン, オランダ, イギリスの艦船からなる部隊。地中海に展開する。Jean-Claude Zarka, *L'OTAN*, Presses universitaires de France, 1997, p. 73
- (91) *Joint Session of the NAC and the Council of WEU*, June 8, 1993 (WEU-HP)
- (92) *NATO Starts Operation of No-Fly Zone Enforcement*, April 12, 1993, *Final Communiqué*, Ministerial Meeting of the NAC, June 10, 1993 (NATO-HP)
- (93) *Press Statement*, Meeting of NATO Defence Ministers, October 20-21, 1993 (NATO-HP)
- (94) Charles Barry, "Combined Joint Task Forces in Theory and Practice," in Philip H. Gordon, ed., *NATO's Transformation: The Changing Shape of the Atlantic Alliance*, Rowman & Littlefield, 1997, 佐瀬昌盛『NATO21世紀からの世界戦略』文春新書, 1999, pp. 155-157
- (95) Yost [1998], *op. cit.*, pp. 199-201
- (96) *Declaration of the Heads of State and Government*, Meeting of the NAC, January 11, 1994 (NATO-HP)
- (97) フランスが対外的に自立と偉大さ (grandeur) を求めるのは, ド・ゴール以来の外交上の基本命題であった。1966年には, アメリカによる支配への従属を嫌って, フランスはNATOの統合軍事機構から離脱している。いわゆるゴースム (ド・ゴール主義) については, Philip H. Gordon, *A Certain Idea of France: French Security Policy and the Gaullist Legacy*, Princeton University Press, 1993が詳しい。また, ド・ゴール時代のフランスとNATOとの関係については, Maurice Vaïsse, Pierre Mélandre et Frédéric Bozo, *La France et l'OTAN 1949-1996*, Éditions Complexe, 1996を見よ。
- (98) *Live blanc sur la défense*, La documentation française, 1994, p. 4
- (99) Jean-Paul Hébert, "La réforme de la politique de défense et l'industrie française d'armement," dans Pierre Dabezies et Jean Klein, *La réforme de la politique française de défense*, Économica, 1998, pp. 126-127
- (100) *Livre blanc*, *op. cit.*, pp. 41-42, 48-50
- (101) *Ibid.*, pp. 51-57
- (102) «*Projet de loi relatif à la programmation militaire pour les années 1995 à 2000*», Assemblée nationale, document n° 1153, 20 avril 1994
- (103) *Livre blanc*, *op. cit.*, p. 81
- (104) Stuart Croft, "Nuclear Issues," in Jolyon Howorth and Anand Menon, eds., *The European Union and National Defence Policy*, Routledge, 1997, p. 142
- (105) *The Independent*, October 3, 1992
- (106) Jolyon Howorth, "France," in Howorth and Menon, *op. cit.*, pp. 31-32
- (107) 20ème anniversaire du centre d'analyse et de prévision: Intervention du Ministre des affaires étrangères, M. Alain Juppé, 30 janvier 1995 (仏外-HP)
- (108) Allocution du Premier ministre, M. Alain Juppé, devant l'Institut des hautes études de

- défense nationale, 6 septembre 1995 (仏外-HP)
- (109) Déclaration sur la coopération nucléaire à l'occasion du 18ème sommet franco-britannique, 30 octobre 1995 (仏外-HP)
- (110) *Comcept commun franco-allemand en matière de sécurité et de défense*, 30 janvier 1997 (仏外-HP)
- (111) Croft, *op. cit.*, pp. 142-143
- (112) 「ヨーロッパの核」をめぐる議論の詳細は、次の二つの研究を参照せよ。David S. Yost, *The US and Nuclear Deterrence in Europe*, Oxford University Press (Adelphi Paper 326), 1999, pp. 35-41, Bruno Tertrais, *Nuclear Policies in Europe*, Oxford University Press (Adelphi Papers 327), 1999, pp 55-73
- (113) *Le Monde*, 1 octobre 1994
- (114) Robert P. Grant, "France's New Relationship with NATO," in Gordon [1997], *op. cit.*, pp. 60-61
- (115) Intervention du Ministre des affaires étrangères, M. Hervé de Charette, Session ministérielle du Conseil de l'atlantique nord, 5 décembre 1995 (仏外-HP)
- (116) Grant, *op. cit.*, p. 58
- (117) André Dumoulin, "L'OTAN: l'eupéanisation de l'Alliance, partenariat équilibré ou trompe-l'œil?," dans Patrice Buffotot, *La défense en Europe: Les adaptations de l'après-guerre froide*, La documentation française, 1998, pp. 251-252
- (118) NATOの東方拡大については, Yost [1998], *op. cit.*, Solomon, *op. cit.*を見よ。
- (119) ボスニア内戦の経緯は, 柴宣弘『ユーゴスラヴィア現代史』岩波新書, 1996を見よ。
- (120) Barbara Delcourt et Eric Remacle, "La guerre en ex-Yougoslavie: l'Europe, véritable acteur ou simple figurant?," dans Buffotot [1998], *op. cit.*, pp. 226
- (121) Yost [1998], *op. cit.*, pp. 196-197
- (122) *Ibid.*, pp. 197-199
- (123) *Le Monde*, 14 et 15 décembre 1995
- (124) *Ibid.*, 22 et 23 décembre 1995 NATO初の地上部隊活動であるIFORは, 6万人の規模が想定され, そのうちの18,000人を米軍が占めたが, 同時に NATO非加盟国からも1万人の参加が予定された。
- (125) Dumoulin [1998], *op. cit.*, p. 262
- (126) Yost [1998], *op. cit.*, pp. 202-203
- (127) *Le Monde*, 4 mars 1996, Zarka, *op. cit.*, p. 109
- (128) Yost [1998], *op. cit.*, p. 204
- (129) Barry, *op. cit.*, pp. 213-215
- (130) PfPは, 1994年1月のNATOのサミットで, 旧東側諸国との協調を進めるために創設が決まった制度。1991年12月に発足したNACCを引き継ぐもの。
- (131) Zarka, *op. cit.*, pp. 110-111
- (132) Conférence de presse de Ministre des affaires étrangères, M. Hervé de Charette, Conseil ministériel de l'OTAN, 3 juin 1996 (仏外-HP)
- (133) Gilles Andréani, "La France et l'OTAN après la guerre froide," *Politique étrangère*, 1998 n° 1
- (134) Yost [1998], *op. cit.*, p. 215, Michael O'Hanlon, "Transforming NATO: The Role of European Forces," *Survival*, Vol. 39 No. 3, 1997
- (135) Brenner, *op. cit.*, p. 42
- (136) *Le Monde*, 29 et 30 juin 1997
- (137) Discours du Ministre de la défense, M. Alain Richard, à l'Institut des hautes études de la défense nationale, 10 février 1998 (仏外-HP)
- (138) *Le Monde*, 19 mars 1994
- (139) *Presidency Conclusions*, European Council at Corfu, June 24-25, 1994 (EU-HP)
- (140) Delcourt et Remacle, *op. cit.*, p. 283
- (141) Dumoulin et Remacle, *op. cit.*, pp. 248-249
- (142) *Ibid.*, p. 355
- (143) *Noordwijk Declaration*, WEU Council of Ministers, November 14, 1994 (WEU-HP)
- (144) *European Security: A Common Concept of the 27 WEU Countries*, WEU Extraordinary Council of Ministers, November 14, 1995 (WEU-HP)
- (145) 共通概念の付属文書として, 次のものも採択された。*WEU Contribution to the European Union*

Intergovernmental Conference of 1996, WEU Council of Ministers, November 14, 1995

(146) ベルギー, フランス, ドイツ, ギリシャ, イタリア, ルクセンブルグ, オランダ, ポルトガル, スペイン, イギリス。

(147) オブザーバー国は, デンマーク, アイルランド, オーストリア, フィンランド, スウェーデン。準加盟国は, アイスランド, ノルウェー, トルコ。アソシエイト・パートナー国は, ブルガリア, エストニア, ハンガリー, ラトビア, リトアニア, ポーランド, チェコ, ルーマニア, スロヴァキア。

(148) Jean-Pierre Maury, “L’UEO: quel rôle pour demain?,” dans Buffotot [1998], *op. cit.*, p. 246

(149) マ条約第N条

(150) Michèle Bacot-Déciaud, “L’Union européenne: La PESC, une dynamique en panne,” dans Buffotot [1998], *op. cit.*, pp. 228-229 「共通見解」「共同行動」は, それぞれマ条約の第J.2条, 第J.3条が規定しているCFSPのオプション。「声明」は, 明分による規定はないが, 国際問題に関する欧州共通の見方と意見を表明するEPC以来の手段であり, 「共通見解」に含まれる。これらの詳細については, Dumond et Setton, *op. cit.*, pp. 80-88を参照。

(151) Bacot-Déciaud, *op. cit.*, p. 224

(152) マ条第B条

(153) *Presidency Conclusions*, European Council, June 24-25, 1994 (EU-HP) 検討グループは1995年12月に報告をまとめた。*Rapport du Groupe de réflexion, dit «Rapport Westendorp»*, 5 décembre 1995 (資料集)

(154) Dumond et Setton, *op. cit.*, p. 19

(155) Patrice Buffotot, “La Conférence intergouvernementale et la réforme de la PESC: «Beaucoup de bruit pour rien»,” dans Buffotot [1998], *op. cit.*, p. 236

(156) *Ibid.*, pp. 236-238

(157) Buffotot [1998], *op. cit.*, pp. 238-239

(158) *Séminaire franco-allemand des Ministres des Affaires étrangères sur la politique étrangère et*

ヨーロッパ安全保障防衛アイデンティティ (ESDI) の実現

de sécurité commune, 27 février 1996 (資料集)

(159) 以下, ア条約の条文は次のものに依る。Consolidated Version of the Treaty on European Union (<http://ue.eu.int/enrlex/en/treaties/index.html>)

(160) 第12条及び第13条。「欧州理事会は, 加盟国の重要な共通利益が存する分野において, 連合によってとられるべき共通戦略を決定する」(第13条2項)

(161) Buffotot [1998], *op. cit.*, p. 242

(162) Nicole Gnesotto, *La puissance et l’Europe*, Presses de Sciences Po, 1998, pp. 120-122

(163) *Déclaration sur la défense européenne*, Sommet franco-britannique. 4 décembre 1998 (仏外-HP)

(164) *Le Monde*, 4, 5 et 7 décembre 1998

(165) Conférence de presse conjointe du Président de la République, M. Jacques Chirac, du Premier ministre, M. Lionel Jospin, et du Premier ministre, M. Tony Blair, Sommet franco-britannique, 4 décembre 1998 (仏外-HP)

(166) *Le Monde*, 27 octobre 1998

(167) *Ibid.*, 6 novembre 1998

(168) Javier Solana, “NATO’s Success in Kosovo,” *Foreign Affairs*, Vol. 78 No. 6, 1999

(169) Stanley Hoffmann, “Towards a Common European Foreign and Security Policy?,” *Journal of Common Market Studies*, Vol. 38 No. 2, 2000, Jolyon Howorth, “Britain, France and the European Defence Initiative,” *Survival*, Vol. 42 No. 2, 2000

(170) Kirsty Hughes and Edward Smith, “New Labour-New Europe?,” *International Affairs*, Vol. 74 No. 1, 1998, 阪野智一「ブレア政権の内政と外交」『国際問題』1999年8月号 イギリス歴代政権の欧州統合への態度については, Pauline Schnapper, *La Grande-Bretagne et l’Europe: Le grand malentendu*, Presses de Sciences Po, 2000を見よ。

(171) Hoffmann, *op. cit.*

(172) *Déclaration finale*, Sommet franco-allemand, 1 décembre 1998 (仏外-HP), *Le Monde*, 1

- décembre 1998
- (173) François Heibourg, "French and German Approaches to Organizing Europe's Future Security and Defense: A French Perspective," in David P. Calleo and Eric R. Staal, eds., *Europe's Franco-German Engine*, Brookings Institution, 1998, p. 65
- (174) Gilles Andréani, "Le rebond européen," *Politique étrangère*, printemps 1999
- (175) Richard Medley, "Europe's Next Big Idea: Strategy and Economics Point to a European Military," *Foreign Affairs*, Vol. 78 No. 5, 1999
- (176) 米仏英独伊露の6カ国。
- (177) Solana, op. cit.
- (178) François Heibourg, "L'Europe de la défense dans l'Alliance atlantique," *Politique étrangère*, été 1999
- (179) Nicole Gnesotto, "L'OTAN et l'Europe à la lumière du Kosovo," *Politique étrangère*, été 1999
- (180) *The Alliance's Strategic Concept*, April 24, 1999 (NATO-HP)
- (181) *Le Monde*, 27 avril 1999, 佐瀬, 前掲書, pp. 212-213 NATOの域外行動についても暗示的に述べられた。
- (182) *Washington Summit Communiqué: An Alliance for the 21st Century*, April 24, 1999 (NATO-HP)
- (183) Margarita Mathiopoulos and István Gyarmati, "Saint Malo and beyond: Toward European Defense," *The Washington Quarterly*, Vol. 22 No. 4, 1999, Charles A. Kupchan, "In Defense of European Defence: An American Perspective," *Survival*, Vol. 42 No. 2000 米欧間での責任分担をめぐるアメリカでの議論を研究したものであるとして, Stanley R. Sloan, *Burdenshring in NATO 2: The US and Transatlantic Burdenshring*, Ifri (les notes de l'ifri n° 12), 1999.
- (184) *Déclaration de Toulouse*, Sommet franco-allemand, Conseil de défense et de sécurité, 29 mai 1999 (仏外-HP), *Le Monde*, 29 et 31 mai 1999
- (185) *Declaration of the European Council on Strengthening the Common European Policy on Security and Defense*, June 3, 1999 (EU-HP), *Le Monde*, 1 juin 1999, 植田隆子「欧州連合の防衛能力—共通外交安全保障政策の強化問題—」村田良平編『EU—二一世紀の政治課題』勁草書房, 1999
- (186) 理事会への国防相の参加や, 常設の政治安全保障委員会とそれに付属するEU軍事委員会の創設も検討された。
- (187) *Le Monde*, 5 juin 1999
- (188) Stephen M. Walt, "The Precarious Partnership: America and Europe in a New Era," in Charles A. Kupchan, ed., *Atlantic Security: Contending Visions*, Council on Foreign Relations, 1998ウォルトはまた次の論文で, 同盟の存続要件についてより一般的に論じている。Stephen M. Walt, "Why Alliances Endure or Collapse," *Survival*, Vol. 39 No. 1, 1997
- (189) 坂本義和『相対化の時代』岩波新書, 1997, pp. 76-82, 船橋洋一『同盟を考える』岩波新書, 1998
- (190) 渡邊啓貴「米欧関係 (NATO) に見る21世紀の同盟」『外交フォーラム』1999年8月号
- (191) 鴨武彦 [1992], 前掲書, pp. 75-106
- (192) 藤原帰一「権力政治と相互依存」『思想』1991年5月号。藤原は, その「棲み分け」は, 「理論的必然的ではなく, 各国指導者による政治的選択の結果」であると述べた。
- (193) 安全保障に関して, NATOとEUの間で一種の分業関係があまれたと見る論者もいた。すなわち, NATOが安全保障の「荒々しい」面である紛争の帰結を扱い, EUが「柔らかな」面である紛争の原因を扱うというものである。Guido Lenzi, "Les relations entre l'Otan, l'UEO et l'Union européenne aujourd'hui," *La revue internationale et stratégique*, n° 32, 1998
- (194) 鴨 [1992], 前掲書, p. 153
- (195) アメリカのオルブライト國務長官は, 「三つのD」を挙げて, ESDIの行方を憂慮している。すなわち, Decoupling (米欧の離反), Duplication (NATOとEUの重複), Discrimination (EU非加盟国への差別) である。Howorth [2000], op. cit.

- (196) Bernard Adam, “Après la guerre du Kosovo: quelles leçons pour la sécurité européenne?,” dans Collectif, *La nouvelle architecture de sécurité européenne*, GRIP/Editions Complexe, 1999, pp. 184-185, 193
- (197) ゲエノは、transnationalな官僚制により硬直化したNATOが、現代世界の状況に適応できず、戦略上の意義をほとんど失っているとしながらも、社交クラブ程度の有効性において存続するのだと皮肉を込めて述べている。そしてNATOは、これまではアメリカが欧州の安全保障政策に関与するための機構だったが、これからは欧州がアメリカの安保政策に影響力を行使するための道具となる。Jean-Marie Guéhenno, “L’OTAN après la guerre froide: Une nouvelle jeunesse?,” *Critique internationale*, n° 7, 2000
- (198) Charles A. Kupchan, “Reconstructing the West: The Case for an Atlantic Union,” in Kupchan, *op. cit.*
- (199) Hubert Védrine (dialogue avec Dominique Moisi), *Les cartes de la France: à l’heure de la mondialisation*, Fayard, 2000, p. 79-80
- (200) Jacques Chirac, “La France dans un monde multipolaire,” *Politique étrangère*, n° 4 1999-2000, Hubert Védrine, “Le monde au tournant du siècle,” *Politique étrangère*, n° 4 1999-2000 学者による研究にも、多極世界の構想を提示するものがある。Charles A. Kupchan, “After Pax Americana: Benign Power, Regional Integration, and the Sources of a Stable Multipolarity,” *International Security*, Vol. 23 No. 2, 1998。また、大西洋関係に限って米欧間での責任分担の問題を扱ったものとして、Nicole Gnesotto, *Le partage du fardeau dans l’OTAN 1: Enjeux et réalités*, Ifri (les notes de l’ifri n° 11), 1999
- (201) Philip H. Gordon, “Their Own Army?,” *Foreign Affairs*, Vol. 79 No. 4, 2000